

宮崎労働局発表
令和7年5月27日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課
課長 中玉利 浩治
産業安全専門官 松澤 良
(電話番号)0985(38)8835

令和6年の宮崎県内における労働災害発生状況について

～「激突され」「墜落・転落」などによる死亡災害が後を絶たない状況、
60歳以上の休業4日以上の死傷者数が過去最多～

宮崎労働局（局長 よしこし まさゆき 吉越 正幸）では、令和6年の県内の労働災害発生状況を取りまとめましたので、本日公表します。

令和6年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死亡者数は 14人 で前年より1人増加した。

業種別では、林業が4人で最多、建設業と第三次産業でそれぞれ3人、運輸交通業2人、製造業と農業でそれぞれ1人。

年齢別では、「60歳以上」が7人で、全体の半数を占めている。

死亡災害の特徴として、林業の立木伐倒作業において伐倒した立木に激突された死亡災害（4件）、高所作業場所から墜落した災害（3件）、崩壊等の危険性がある場所に立ち入って下敷きとなった災害（2件）等、過去から繰り返されている死亡災害が後を絶たない状況。

新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた休業4日以上（死亡災害を含む）の死傷者数は 1,543人 で、前年より35人増加した。

○ 事故の型別では「転倒」による死傷者数が416人で最も多く、全体の27.0%を占めている。【別添2】2. (2)

○ 60歳以上の死傷者数が過去最多の543人（全死傷者に占める割合は35.2%）となった。【別添2】4. (2)

○ 外国人労働者の死傷者数は昨年比4人減の36人であった。【別添2】5. (1)

【令和6年の宮崎県内の労働災害発生状況の概要】

(新型コロナウイルス感染症へのり患を除く)

1 死亡災害発生状況

- 令和6年の労働災害による死亡者数は 14人 で、前年より1人増加。
- 業種別では、林業が4人、建設業と第三次産業で3人、運輸交通業で2人、製造業と農業でそれぞれ1人。
- 年齢別では「60歳以上」が7人で全体の半数を占める。

【発生状況の概要】

(1) 業種別の死亡災害発生状況 (【別添2】1.(1))

①林業4人、②建設業3人、③第三次産業3人(内訳:商業1人、その他の事業2人)、④運輸交通業2人、⑤製造業1人、⑥農業1人

(2) 事故の型別の死亡災害発生状況 (【別添2】1.(2))

①「激突され」4人(28.6%)、②「墜落・転落」3人(21.4%)、③「崩壊・倒壊」2人(14.3%)、④「交通事故」2人(14.3%)、⑤「はさまれ、巻き込まれ」1人(7.1%)、⑥「おぼれ」1人(7.1%)、⑦「激突」1人(7.1%)

(3) 年齢別の死亡災害発生状況 (【別添2】1.(4))

①「20歳代」1人(7.1%)、②「30歳代」2人(14.3%)、③「40歳代」2人(14.3%)、④「50歳代」2人(14.3%)、⑤「60歳」5人(35.7%)、⑥「70歳代以上」2人(14.3%)

2 死傷災害(死亡・休業4日以上)発生状況

- 令和6年の死傷者数は 1,543人 で、前年より35人増加。
- 業種別では第三次産業が731人で最多(全体の47.4%)。
- 事故の型別で最も多かったのは「転倒」の416人(全体の27.0%)。
- 60歳以上の高年齢労働者による災害が543人で全体の35.2%を占める。
- 外国人労働者の被災者数は36人で、前年より4人減少。
- 在留資格別では「技能実習」が22人で最多(全体の61.1%)。
- 国籍別ではインドネシアが15人で最多(全体の41.7%)。

【発生状況の概要】

(1) 業種別の死傷災害発生状況 (【別添2】2.(1))

①第三次産業(商業、保健衛生業等)731人(47.4%)、②製造業305人(19.8%)、③建設業194人(12.6%)、④運輸交通業140人(9.1%)、⑤林業67人(4.3%)など。

(2) 事故の型別の死傷災害発生状況 (【別添2】2.(2))

①「**転倒**」416人(27.0%)、②「墜落・転落」249人(16.1%)、③「動作の反動、無理な動作」190人(12.3%)、④「はさまれ・巻き込まれ」145人(9.4%)、⑤「切れ・こすれ」106人(6.9%)など。

(3) 年齢別の死傷災害発生状況 (【別添2】2.(6))

「30歳未満」205人(13.3%)、「30歳代」178人(11.5%)、「40歳代」275人(17.8%)、「50歳代」342人(22.2%)、「60歳以上」543人(35.2%)

(4) 外国人労働者の在留資格別被災者数 (【別添2】5.(1))

①「技能実習」22人(61.1%)、②「特定技能」7人(19.4%)、③永住者3人(8.3%)など。

(5) 外国人労働者の国籍別被災者数 (【別添2】5.(1))

①インドネシア15人(41.7%)、②ベトナム12人(33.3%)など。

【今後の労働災害防止対策について】

以上の災害発生状況を踏まえ、宮崎労働局では労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画」（以下「宮崎労働局14次防」という。）（令和5年度～令和9年度）に基づく労働災害防止対策を進めることとしております。

この計画の目標として、大きく2つ掲げております。

- 一つ目が、死亡者数を2022年（令和4年の17件）と比較して2027年（令和9年）までに30%（5人）以上減少させること。
- 二つ目が、死傷者数（休業4日以上）の増加傾向に歯止めをかけ、2027年（令和9年）までに減少に転ずること。

としております。

また、業種別の目標として、令和9年までに令和4年比で

- 「林業において死亡災害を40%以上」
- 「建設業において死亡災害を25%以上」
- 「陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上」
- 「製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%以上」

減少させること等を目標にしています。

計画3年目となる令和7年度においても、目標の達成に向け、労働者の作業行動に起因する労働災害対策、高年齢労働者、多様な働き方から生ずる労働災害防止対策、業種別の対策、労働者の健康確保対策、化学物質等による健康障害防止対策などに取り組んでいきます。

特に、近年、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害を減少させるため、エイジフレンドリーガイドラインに基づく職場環境の改善やエイジフレンドリー補助金の活用について広く周知を図ることとしています（【別添7】エイジフレンドリー補助金リーフレット（参照））。

また、外国人労働者の災害防止については、「外国人労働者向け安全衛生対策視聴覚教材（「職場の安全サイト」内）を活用した母国語による安全衛生教育の推進を図ることとしています。

更に、今年で98回目を迎える全国安全週間（準備期間6月1日～6月30日、本週間7月1日～7月7日）においても、

- ・安全衛生活動の推進
- ・林業、建設業、製造業、陸上貨物運送業、第三次産業における労働災害防止対策
- ・高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

などを重点として、県内の事業場、関係業界団体等に対し、労働災害防止対策への積極的な取組を呼びかけることにしております。

（【別添6】令和7年度全国安全週間（宮崎労働局版）リーフレット（参照））

（添付資料）

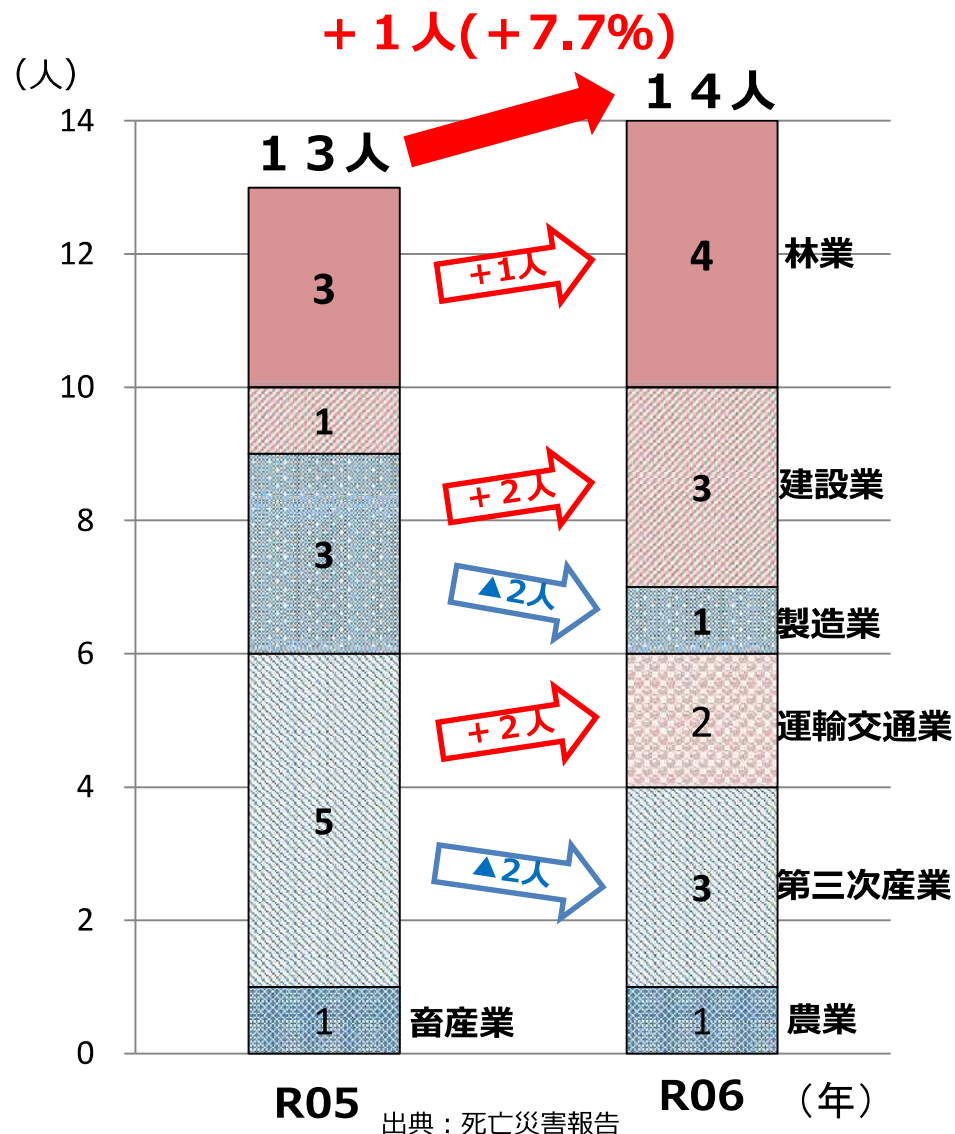
- 【別添1】令和6年県内労働災害発生状況（概要）
- 【別添2】令和6年県内労働災害発生状況分析結果
- 【別添3】業種別・署別災害発生状況（休業4日以上）
- 【別添4】令和6年死亡災害発生状況一覧表
- 【別添5】宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画の概要
- 【別添6】令和6年度全国安全週間（宮崎労働局版）リーフレット
- 【別添7】エイジフレンドリー補助金リーフレット

令和6年 県内 業種別労働災害発生状況（概要）

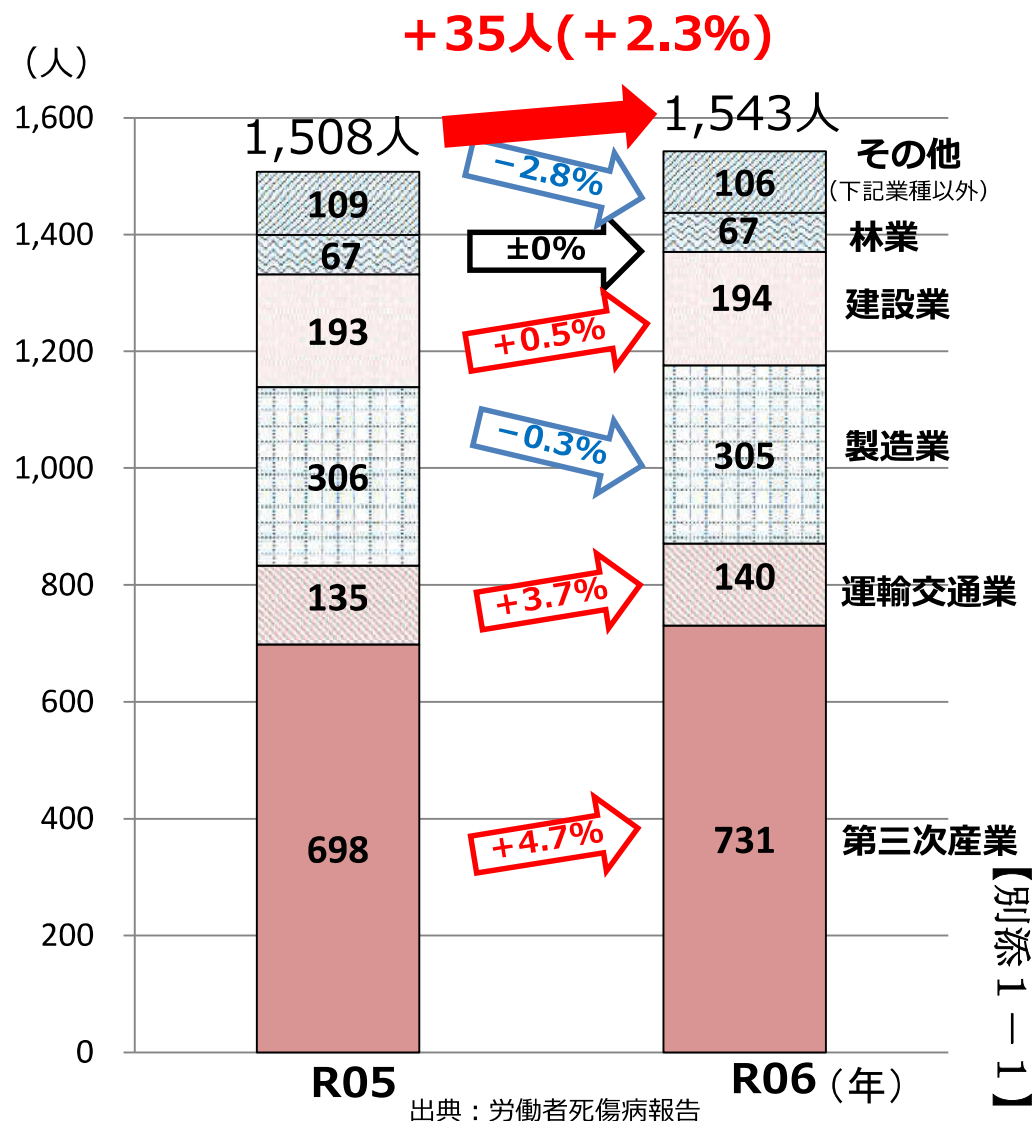
【別添1】

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した災害について、令和7年4月7日までの報告を集計したもの
（新型コロナウイルス感染症り患を除く）

死亡災害



休業4日以上之死傷災害

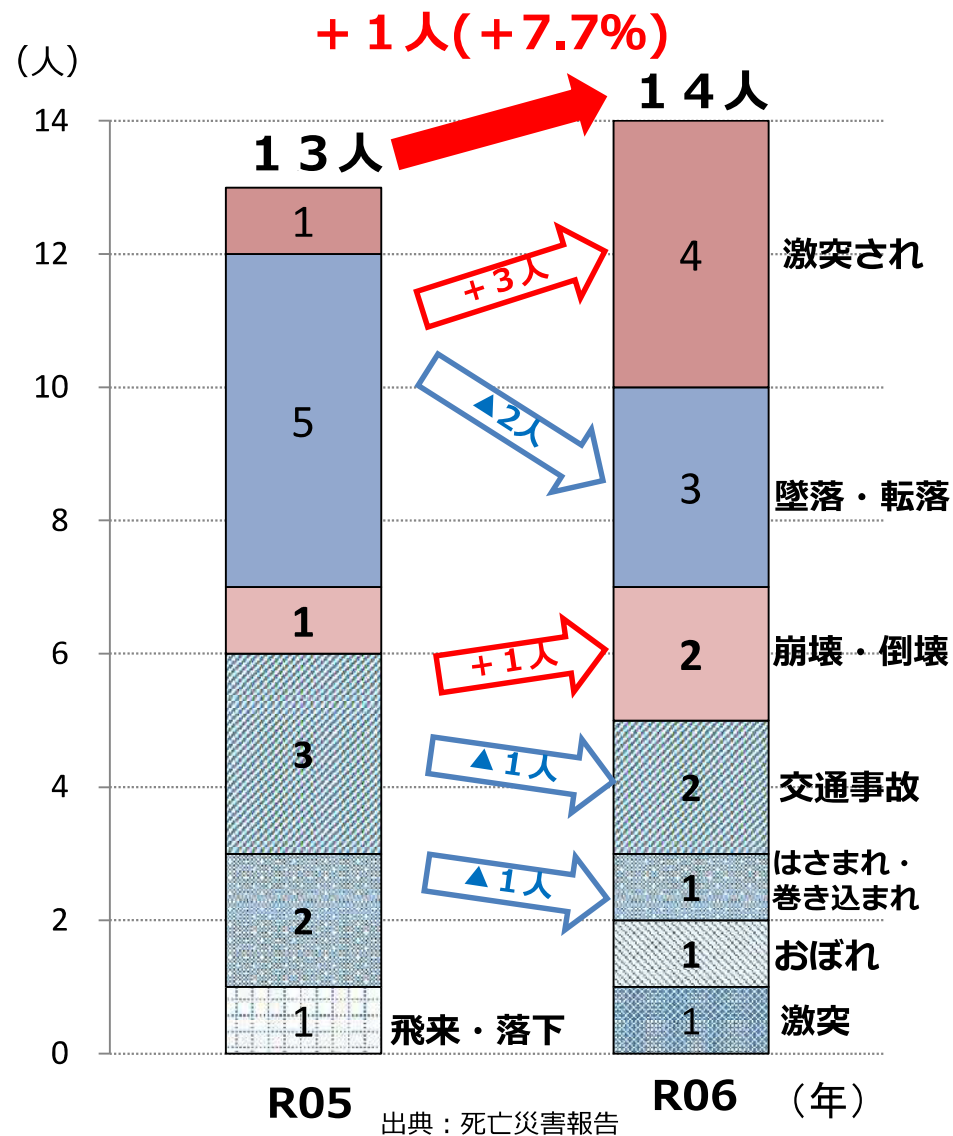


【別添1-1】

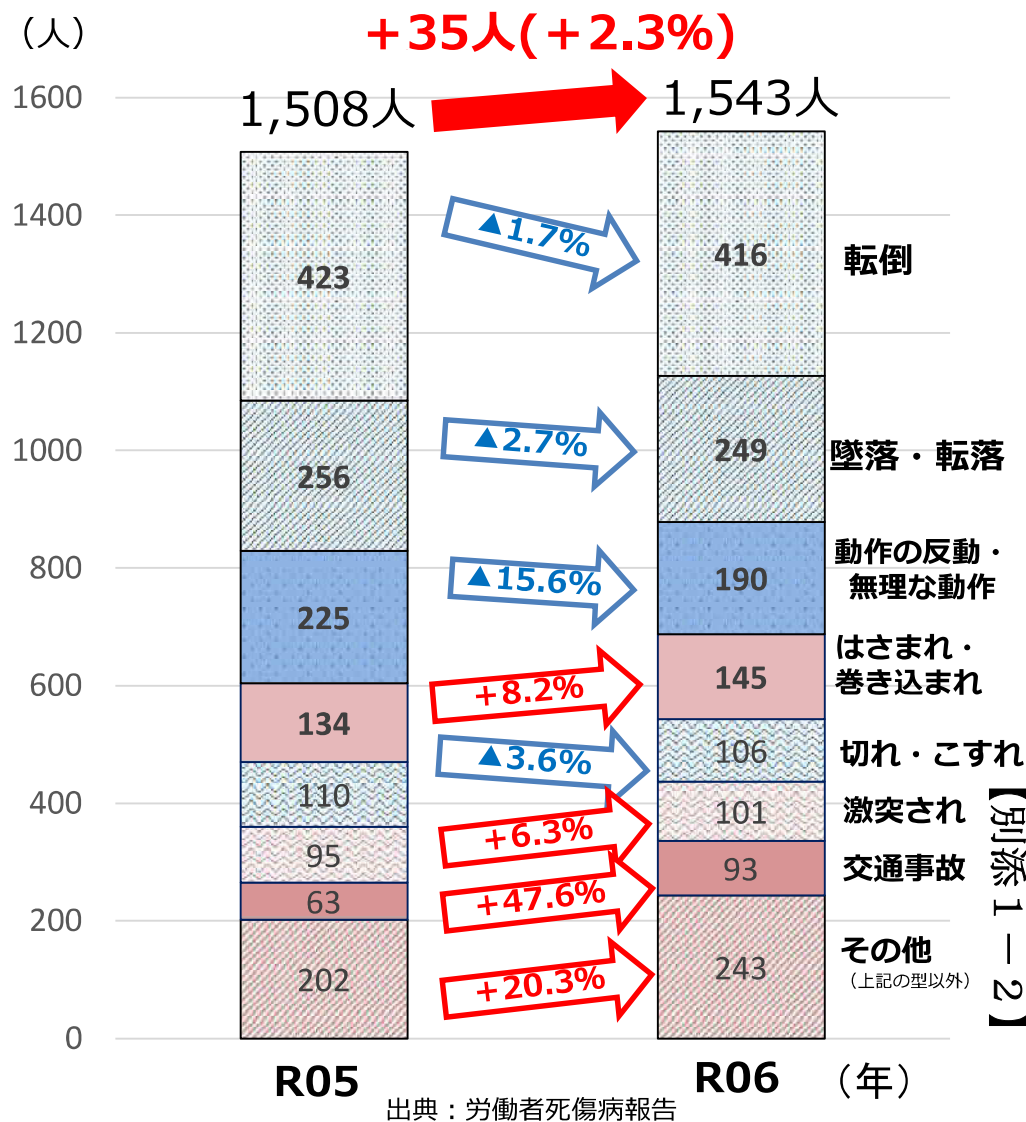
令和6年 県内 事故の型別労働災害発生状況（概要）

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した災害について、令和7年4月7日までの報告を集計したもの
 （新型コロナウイルス感染症り患を除く）

死亡災害



休業4日以上之死傷災害



令和 6 年 県内労働災害発生状況分析結果

1. 死亡災害発生状況について

- (1) 死亡災害発生状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 事故の型別 死亡災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 起因物別 死亡災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 年齢別 死亡災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 死傷災害（死亡・休業 4 日以上）発生状況について

- (1) 死傷災害発生状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 事故の型別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 傷病性質別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 起因物別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 経験期間別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 年齢層別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (7) 休業見込期間別 労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・ 6
- (8) 事故発生回数別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・ 7
- (9) 男女別 死傷災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 7

3. 業種別の労働災害の特徴について

- (1) 建設業の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 林業の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 製造業の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 運輸交通業の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 第三次産業の労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 10

4. 最近の労働災害の特徴について

- (1) 行動災害の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 高年齢労働者の労働災害の増加・・・・・・・・・・・・・・ 13

5. 外国人労働者の災害発生状況

- (1) 外国人労働者の労働災害発生状況の推移・・・・・・・・・・ 14

令和6年県内労働災害発生状況分析結果

1. 死亡災害発生状況について（新型コロナウイルス感染症への罹患を除く）

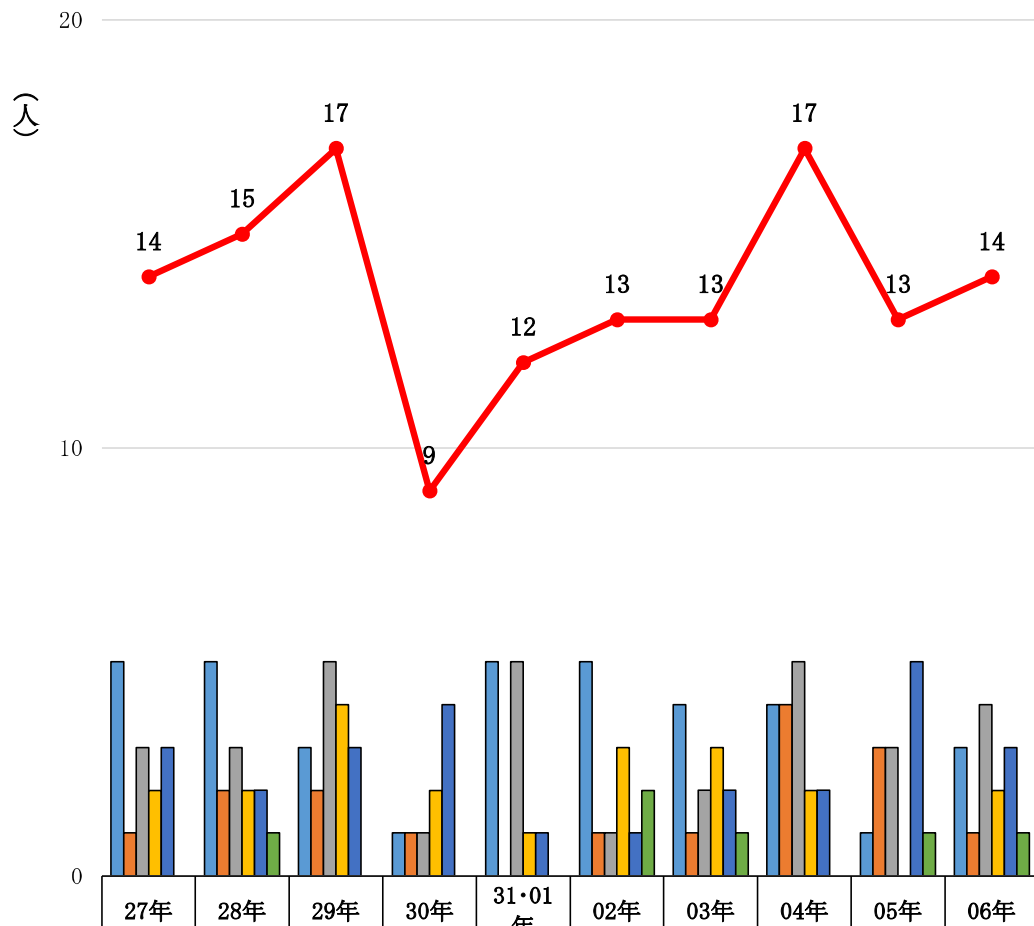
（1）死亡災害発生状況の推移

令和6年の労働災害による死亡者数は14人で、前年より1人増加。

業種別では、林業4人、建設業と第三次産業でそれぞれ3人、運輸交通業で2人、製造業と農業でそれぞれ1人となっている。

前年との比較では、建設業と運輸交通業でそれぞれ2人増加、林業と農業でそれぞれ1人増加、製造業と第三次産業でそれぞれ2人減少、畜産業で1人減少した。

全産業及び主要産業の死亡者数



	27年	28年	29年	30年	31・01年	02年	03年	04年	05年	06年
建設業	5	5	3	1	5	5	4	4	1	3
製造業	1	2	2	1	0	1	1	4	3	1
林業	3	3	5	1	5	1	2	5	3	4
運輸交通業	2	2	4	2	1	3	3	2	0	2
第三次産業	3	2	3	4	1	1	2	2	5	3
上記以外の業種	0	1	0	0	0	2	1	0	1	1
全産業	14	15	17	9	12	13	13	17	13	14

(2) 事故の型別 死亡災害発生状況（令和6年）

令和6年に発生した死亡災害のうち、「激突され」によるものが4人（28.6%）で最も多く、次いで「墜落・転落」によるものが3人（21.4%）、「崩壊・倒壊」と「交通事故」がそれぞれ2人（14.3%）と続く。



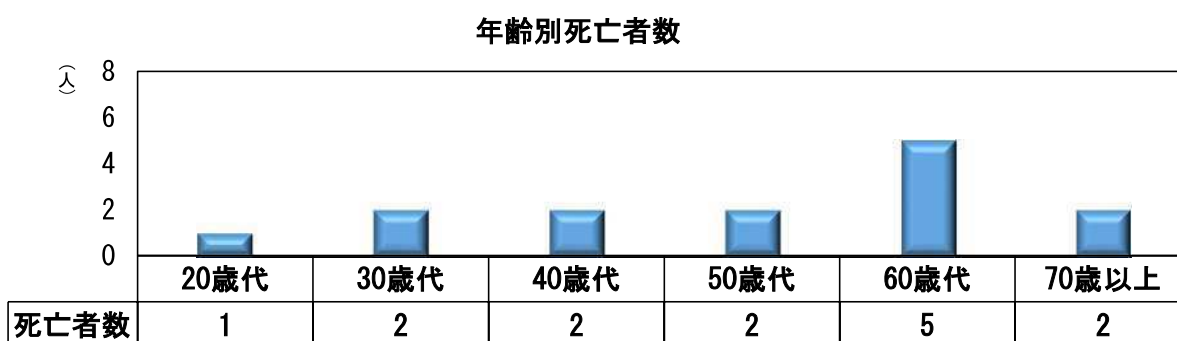
(3) 起因物別 死亡災害発生状況（令和6年）

起因物（災害をもたらす原因となった機械、設備、環境等）別では、立木や地山、岩石等の「環境等」が6人（42.9%）で最も多く、次いでトラック等の「動力運搬機械」と屋根等の「仮設物・構築物等」がそれぞれ2人（14.3%）と続く。



(4) 年齢別 死亡災害発生状況（令和6年）

年齢別では「60歳以上」が7人で、全体の半数を占める。



2. 死傷災害（死亡・休業4日以上）発生状況について

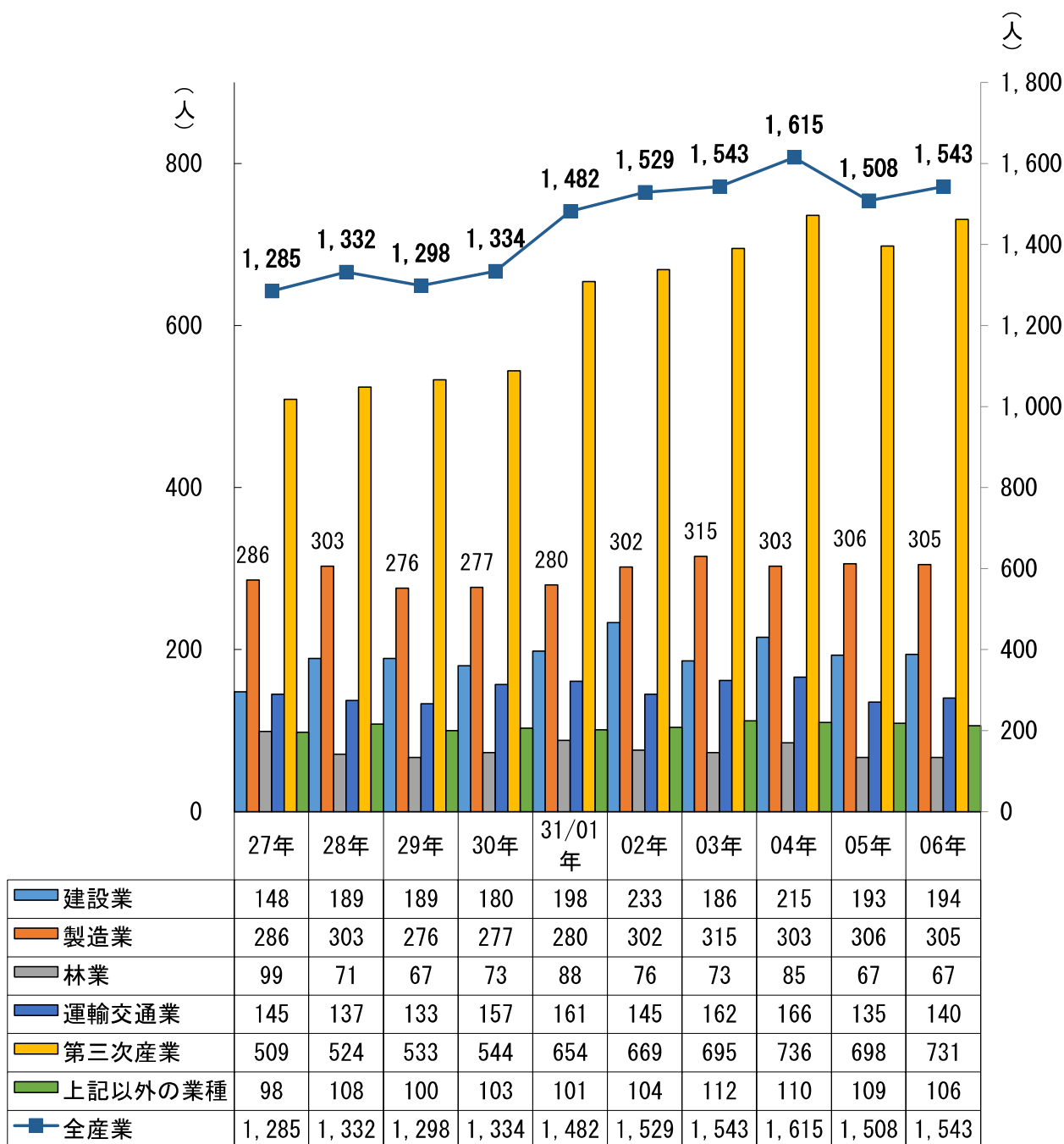
（1）死傷災害発生状況の推移

死傷者数は1,543人で、前年の1,508人から35人（2.3%）増加した。

業種別では第三次産業が731人（全体の47.4%）で最多。次いで製造業305人（19.8%）、建設業194人（12.6%）、運輸交通業140人（9.1%）、林業67人（4.3%）と続く。

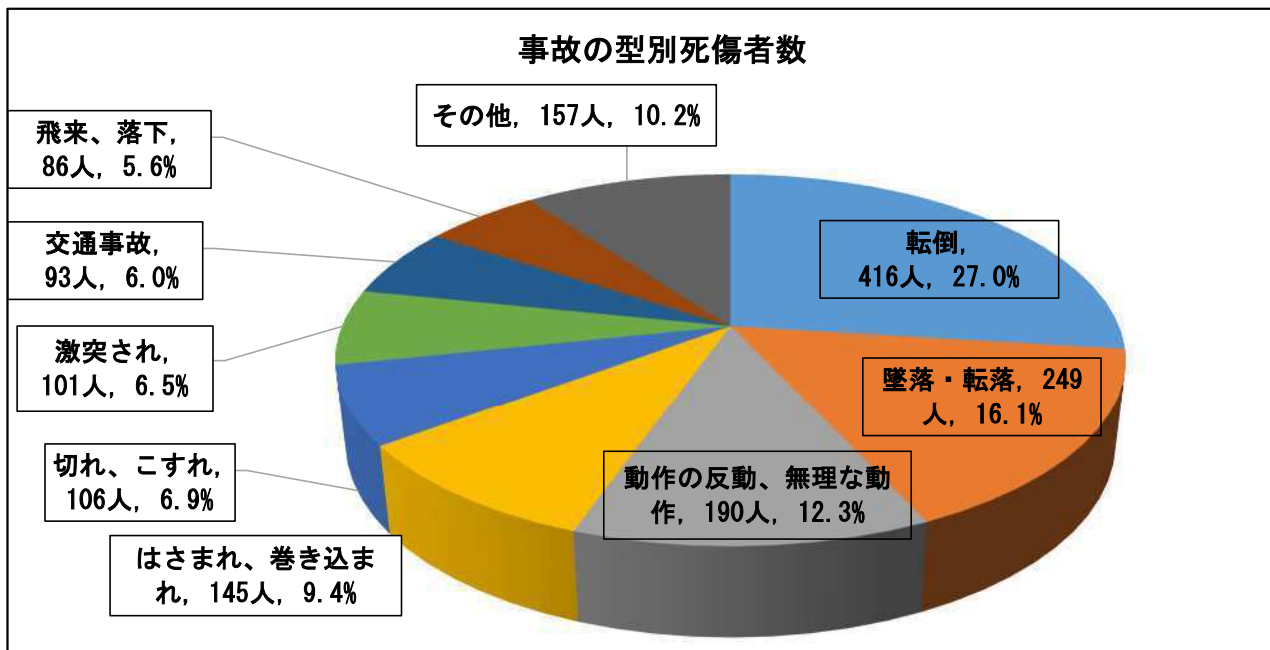
第三次産業において前年より増加（33人、4.7%）、建設業・林業・運輸交通業で微増、製造業で微減となっている。

主要産業別死傷者数（休業4日以上）



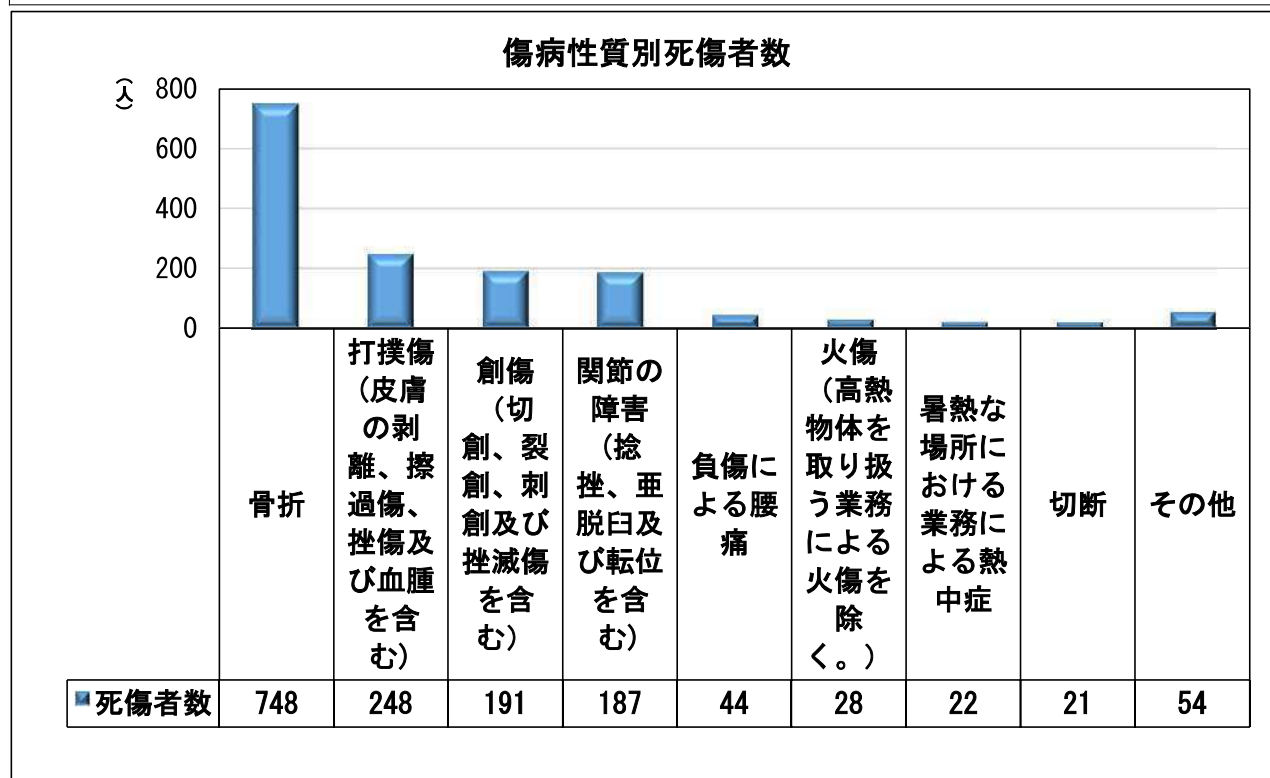
(2) 事故の型別 死傷災害発生状況（令和6年）

事故の型別は、「転倒」が416人(27.0%)で最も多く、次いで「墜落、転落」249人(16.1%)、「動作の反動、無理な動作」190人(12.3%)、「はさまれ、巻き込まれ」145人(9.4%)、「切れ、こすれ」106人(6.9%)、「激突され」101人(6.5%)の順となっている。



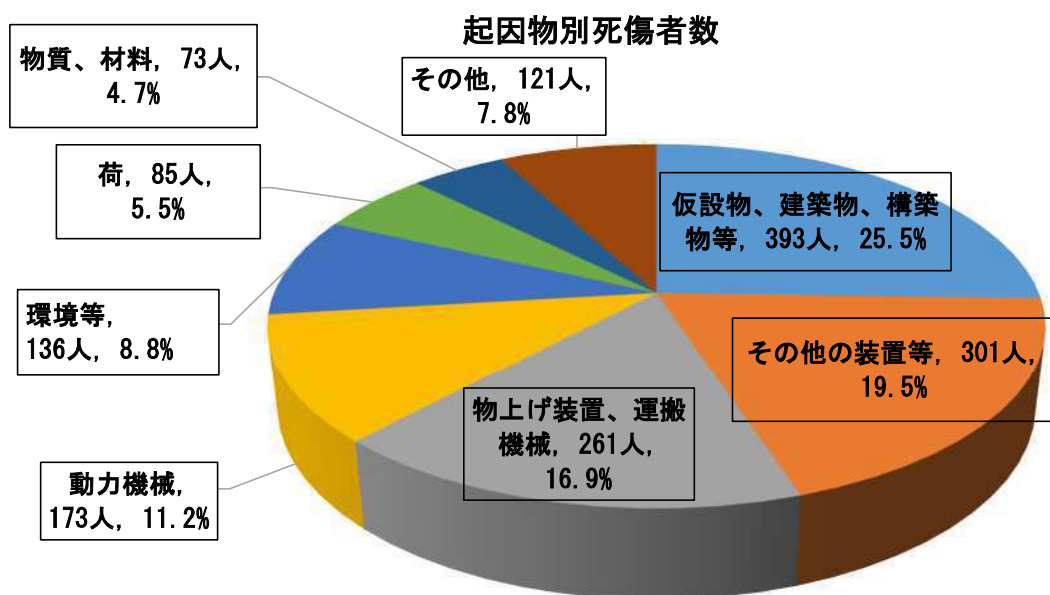
(3) 傷病性質別 死傷災害発生状況（令和6年）

傷病性質別では、「骨折」が748人(48.5%)で最も多く、全体の約半数を占めている。次いで、「打撲傷」248人(16.1%)、「創傷」191人(12.4%)と続く。



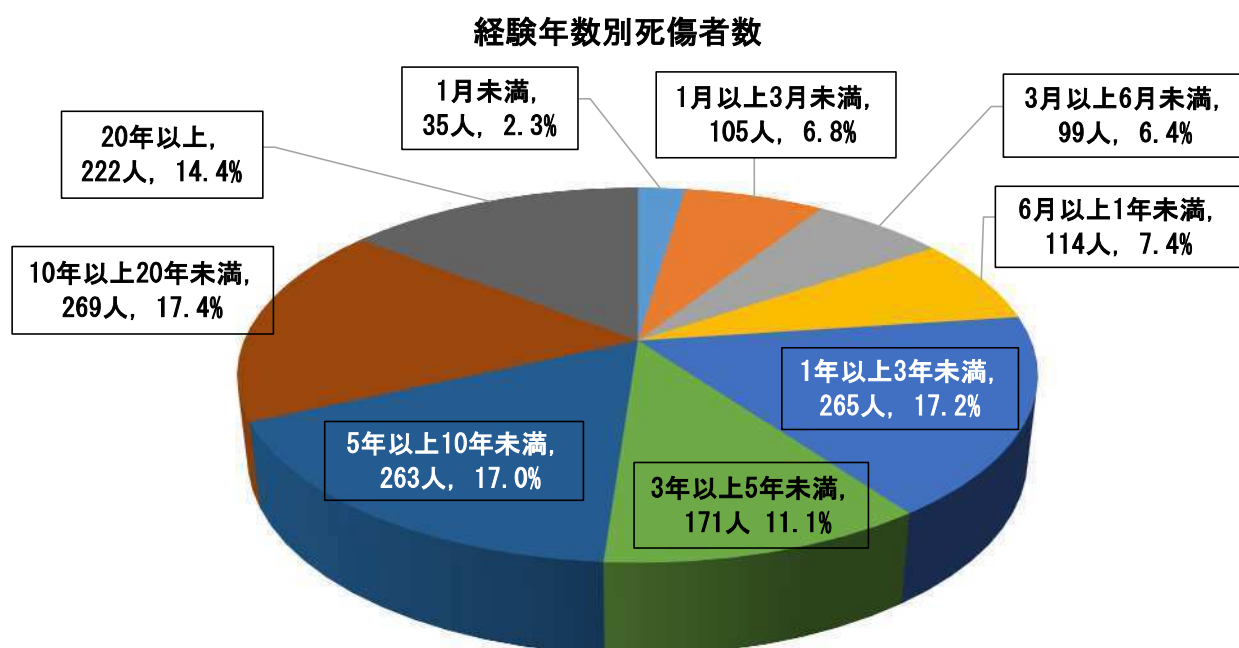
(4) 起因物別 死傷災害発生状況（令和6年）

起因物（災害をもたらす原因となった機械・設備・環境等）では、通路や作業床、歩み板等の「仮設物、建築物、構築物等」が393人（25.5%）で最も多く、次いで人力機械工具や用具等の「その他の装置」が301人（19.5%）、クレーン、トラック等の「物上げ装置、運搬機械」が261人（16.9%）、加工用機械や建設機械等の「動力機械」が173人（11.2%）、「環境等」136人（8.8%）、「荷」85人（5.5%）、「物質、材料」73人（4.7%）の順となっている。



(5) 経験期間別 死傷災害発生状況（令和6年）

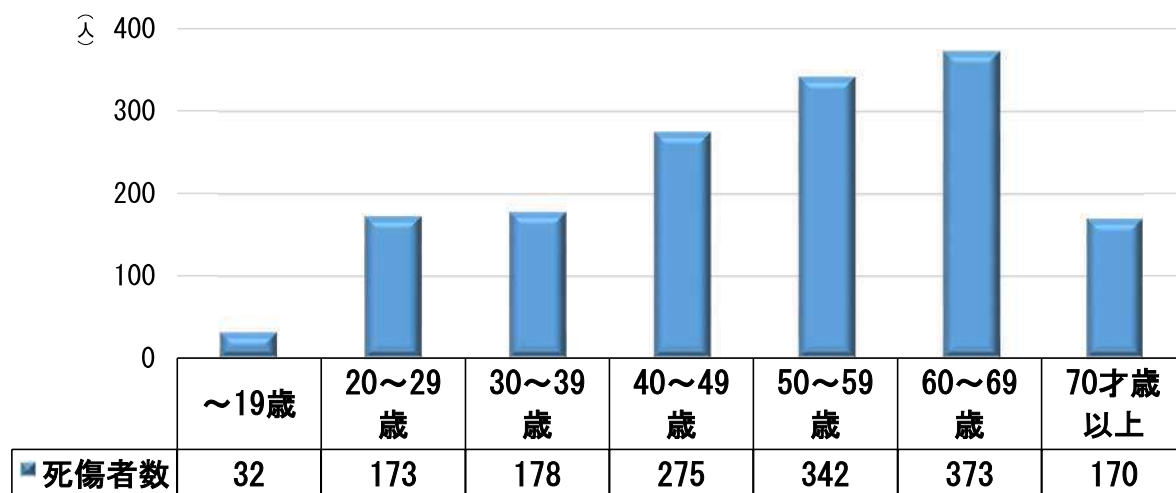
経験期間5年以上の労働者による災害が全体のほぼ半数（48.9%）を占めている。経験期間1年未満の労働者による災害は全体の22.9%となっている。



(6) 年齢層別 死傷災害発生状況 (令和6年)

年齢層別では「60才以上」が543人で全体の35.2%を占めている。

年齢層別別死傷者数

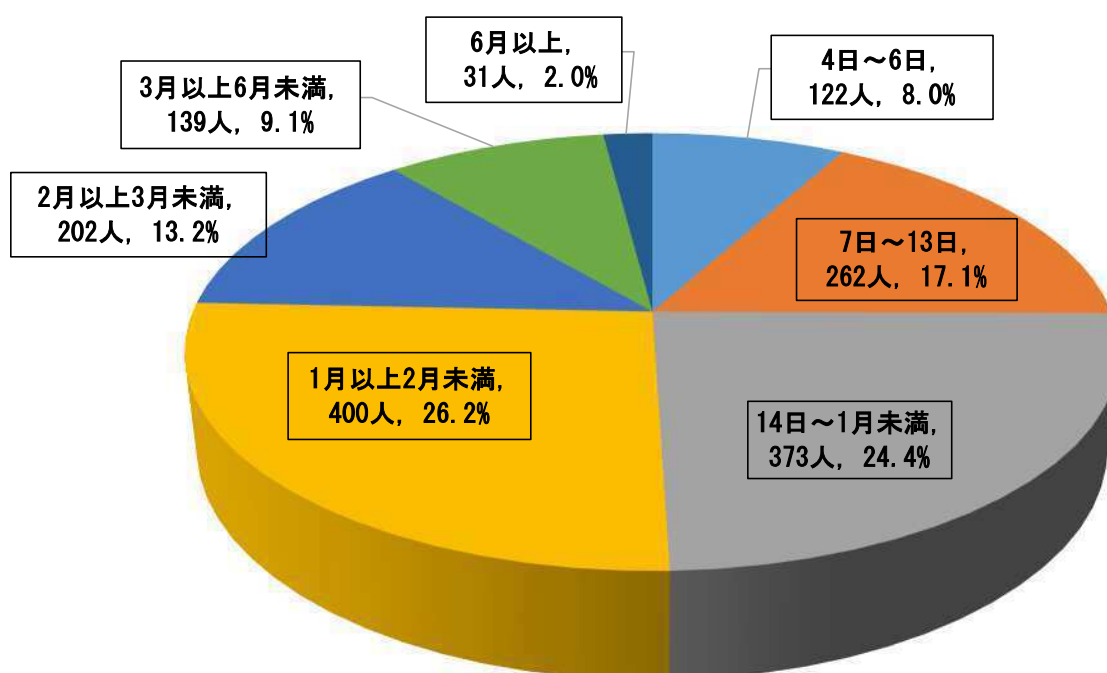


(7) 休業見込期間別 労働災害発生状況 (令和6年)

休業災害（死亡を除く休業4日以上災害）1,529人について、休業見込期間別に比較したところ、「1月以上2月未満」が400人（26.2%）で最も多い。

また、休業見込期間が1月以上の災害件数は772人で、全体の半数以上を占めている。

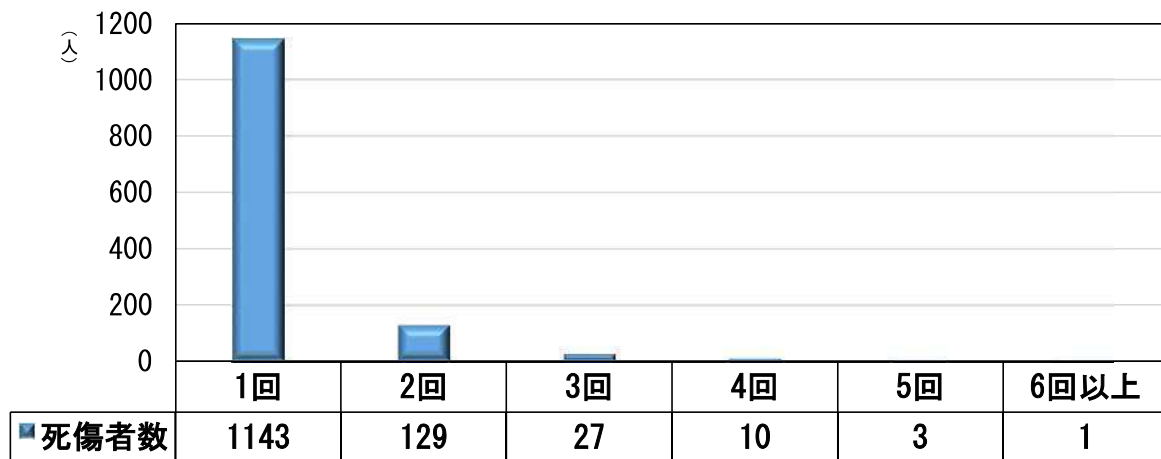
休業見込期間別死傷者数



(8) 事故発生回数別 死傷災害発生状況（令和6年）

令和6年に県内で発生した死傷災害1,543が発生した事業場数は1,313あり、1回発生の実業場は1,143（87.1%）で、2回以上発生した事業場は170（12.9%）であった。死傷災害が最も多発した事業場では1年間に6回発生している。

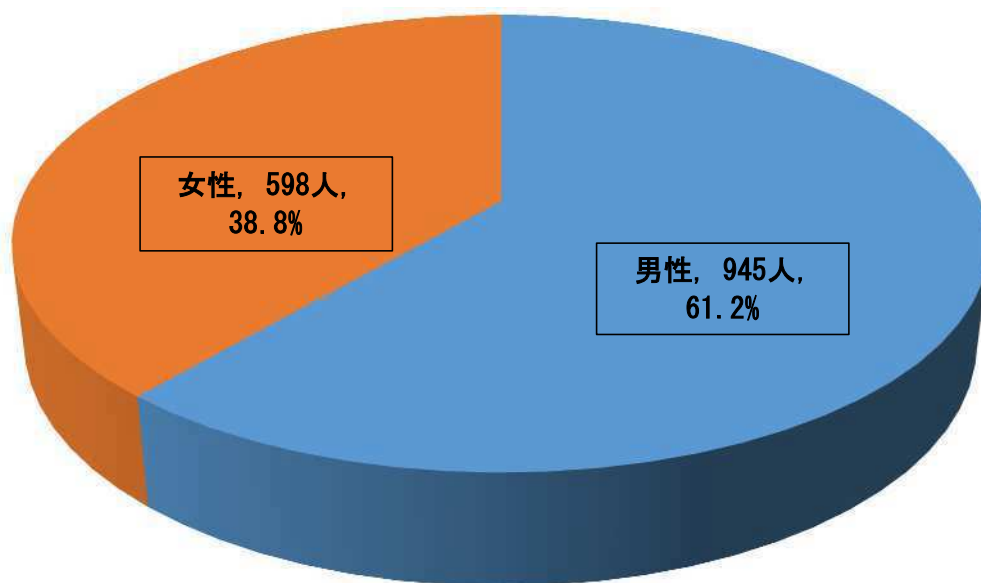
災害発生回数別事業場数



(9) 男女別 死傷災害発生状況（令和6年）

男女別では、男性の死傷者数が全体の61.2%を占めている。

男女別死傷者数



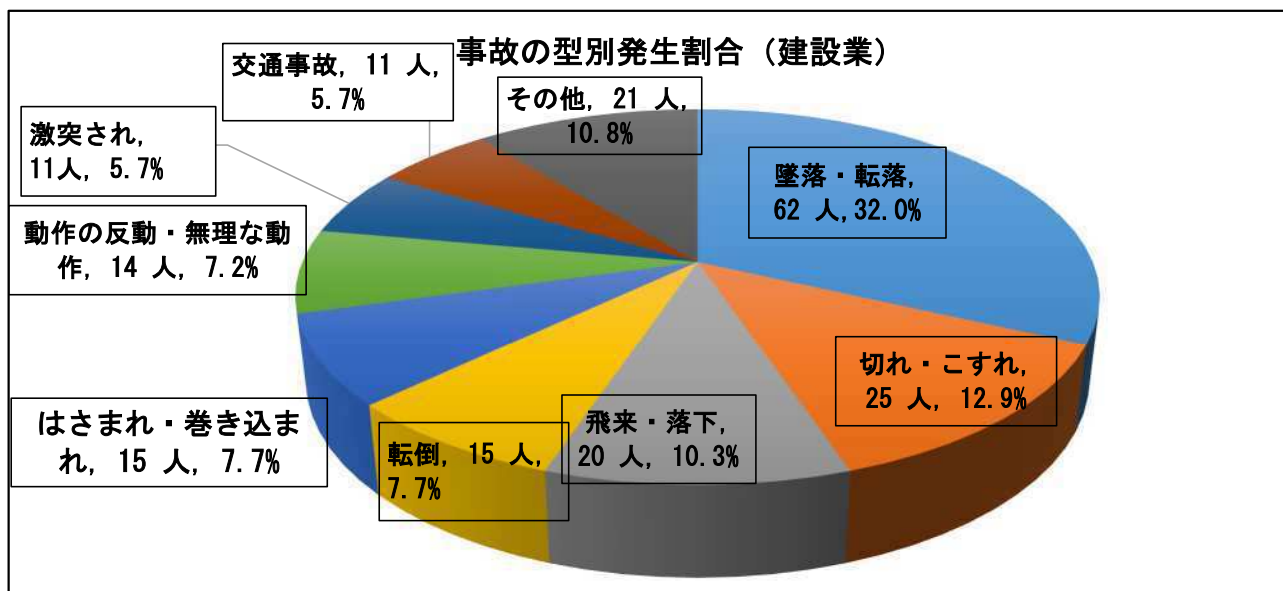
3. 業種別の労働災害の特徴について

(1) 建設業の労働災害発生状況(令和6年)

死亡者数は3人で、前年比2人増加。

死傷者数は194人で、前年比1人(0.5%)増加。

事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く32.0%を占めている。

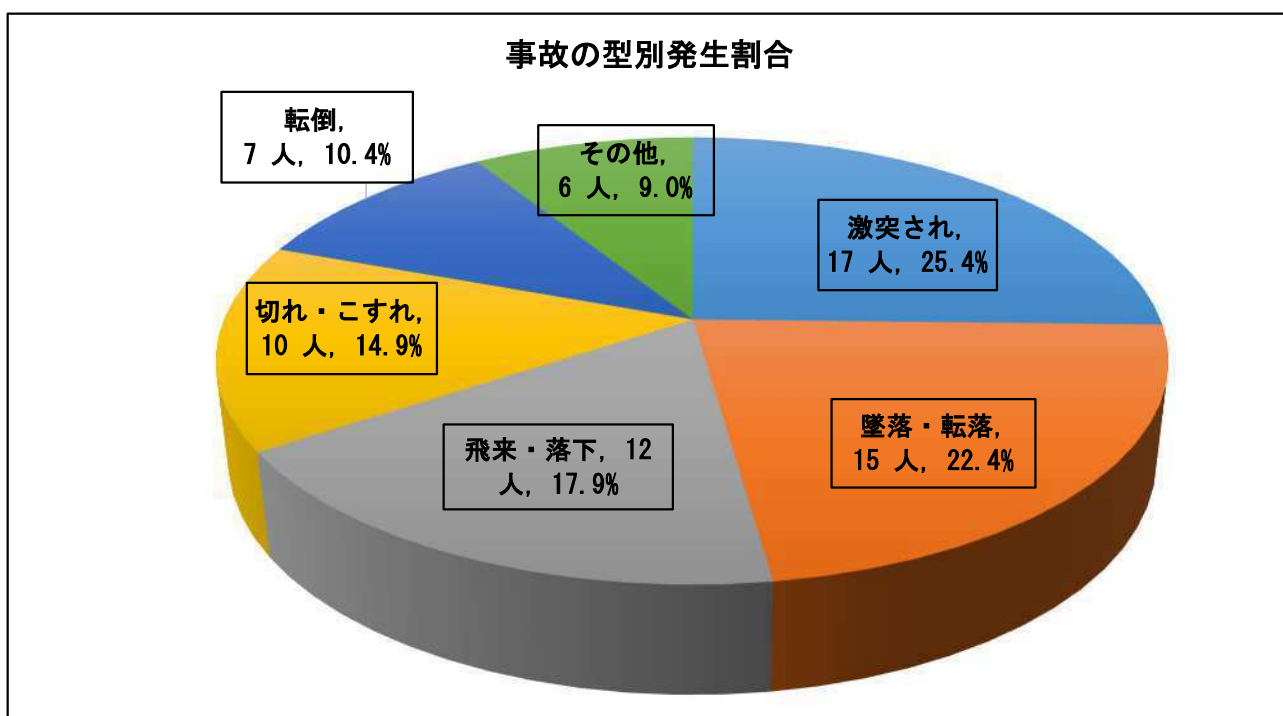


(2) 林業の労働災害発生状況(令和6年)

死亡者数は4人で、前年比1人増加。

死傷者数は67人で、前年と同数。

事故の型別では、「激突され」が最も多く、25.4%を占めている。



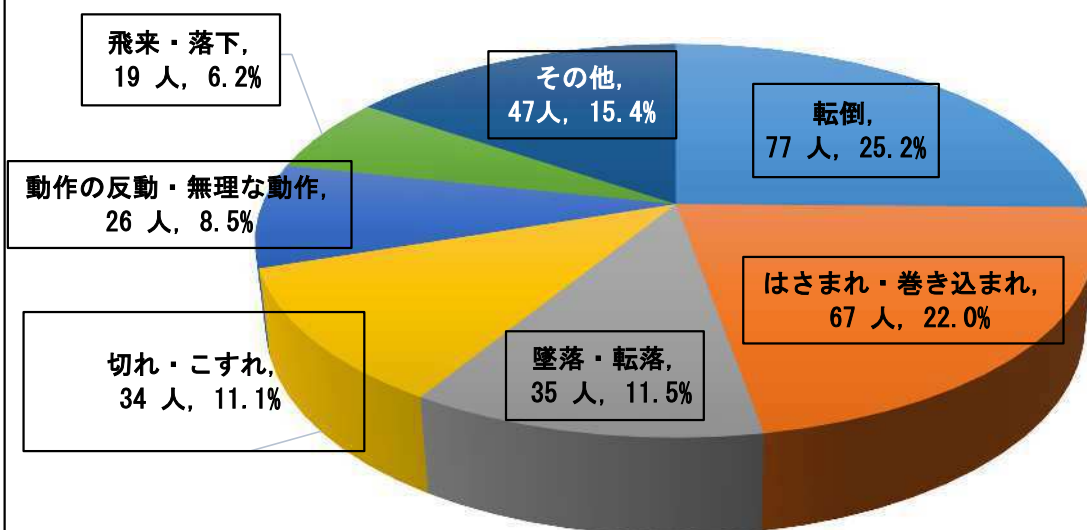
(3) 製造業の労働災害発生状況（令和6年）

死亡者数は1人で、前年比2人減少。

死傷者数は、305人で、前年比で1人（0.3%）減少。

事故の型別では、「転倒」が最も多く25.2%を占めている。

事故の型別発生割合（製造業）



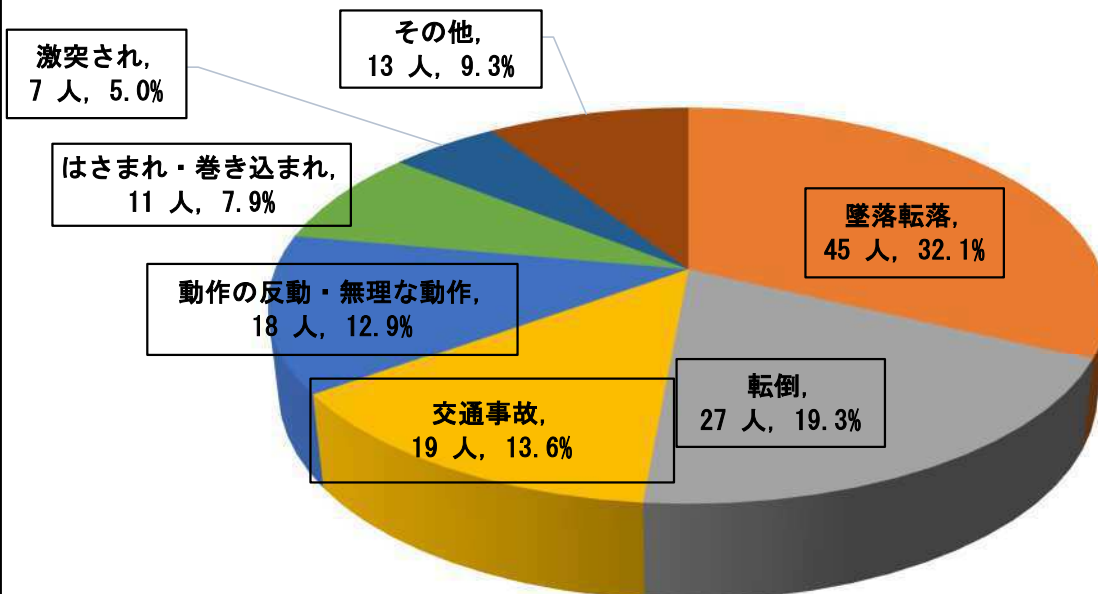
(4) 運輸交通業の労働災害発生状況（令和6年）

死亡者数は2人で、前年比2人増加。

死傷者数は140人で、前年比で5人（3.7%）増加。

事故の型別では、「墜落・転落」が32.1%を占めている。

事故の型別発生割合（運輸・交通業）



(5) 第三次産業の労働災害発生状況（令和6年）

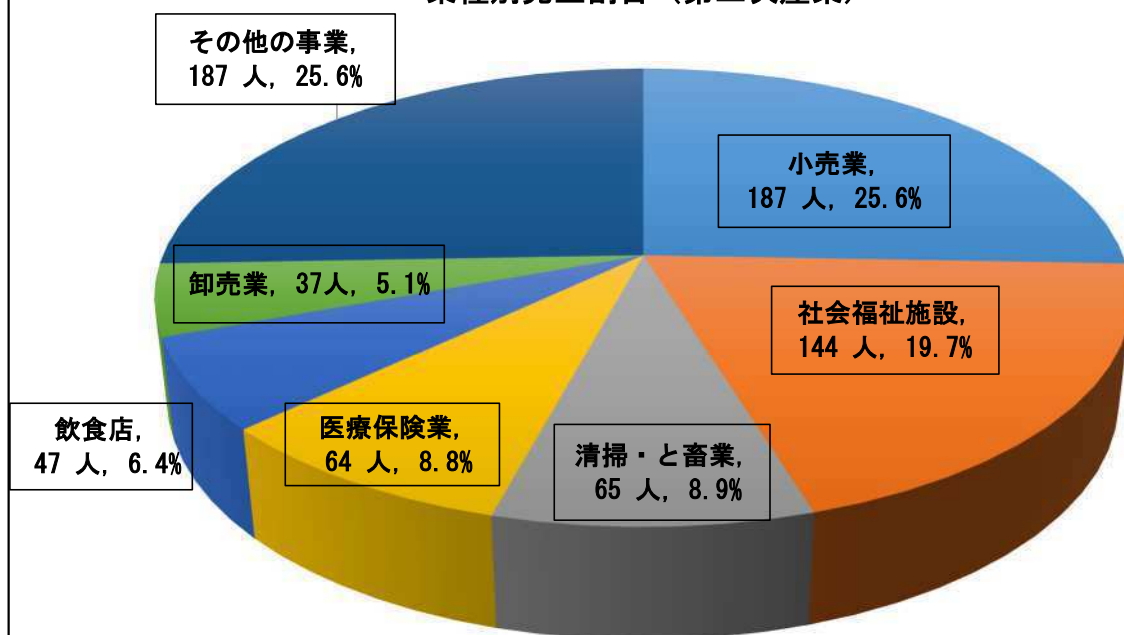
死亡者数は3人で、前年比2人の減少。

内訳は、商業（小売業：新聞販売業）1人、その他の事業（その他）2人となっている。

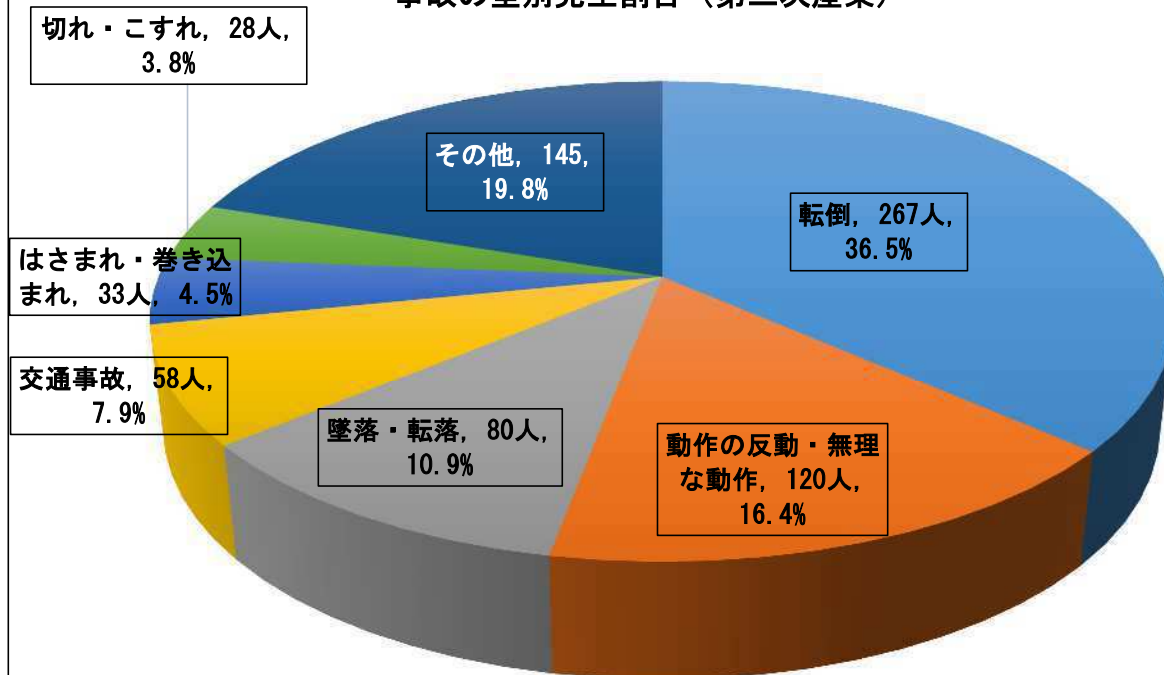
死傷者数は731人で、前年比で33人（4.7%）増加。

事故の型別では、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」の労働者の作業行動に起因する労働災害が5割を超える。

業種別発生割合（第三次産業）



事故の型別発生割合（第三次産業）



4. 最近の労働災害の特徴について

(1) 行動災害の増加

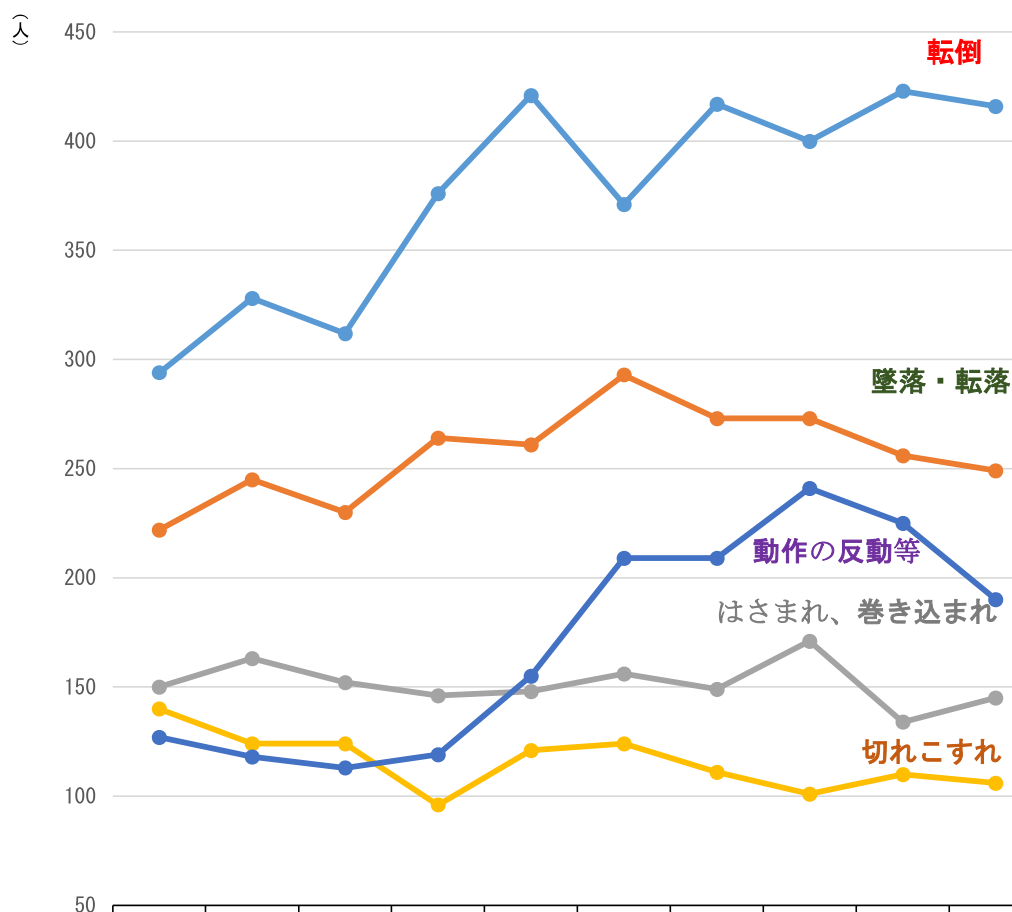
過去10年間に県内（全業種）で発生した死傷災害を事故の型別で分類した推移を見ると「転倒」が常に最多で、かつ増加傾向にあり、令和6年の発生数は416人で全体の27.0%を占める。

また、「転倒」による死傷者数は、令和2年に減少したものの、令和3年以降、年間400人以上で推移している。

「動作の反動、無理な動作」が平成30年以降増加傾向にあったが、令和5年以降減少に転じている。

「墜落・転落」は、近年、減少傾向にある。

死傷災害発生件数の推移（平成27年～令和6年）



	27年	28年	29年	30年	31・01年	02年	03年	04年	05年	06年
● 転倒	294	328	312	376	421	371	417	400	423	416
● 墜落・転落	222	245	230	264	261	293	273	273	256	249
● はさまれ、巻き込まれ	150	163	152	146	148	156	149	171	134	145
● 切れこすれ	140	124	124	96	121	124	111	101	110	106
● 動作の反動等	127	118	113	119	155	209	209	241	225	190

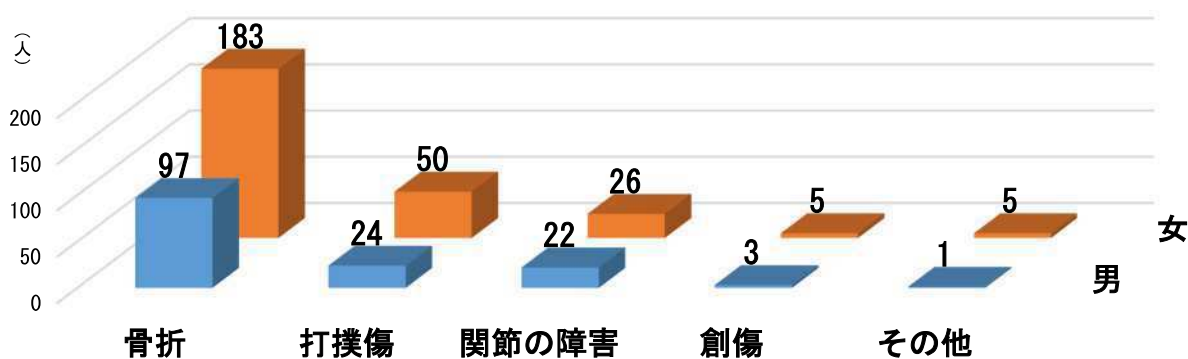
(1) 行動災害の増加 (令和6年 転倒災害)

転倒災害による傷病性質は「骨折」が280人(男:97人、女:183人)で最も多く、全体の67.3%を占めている。

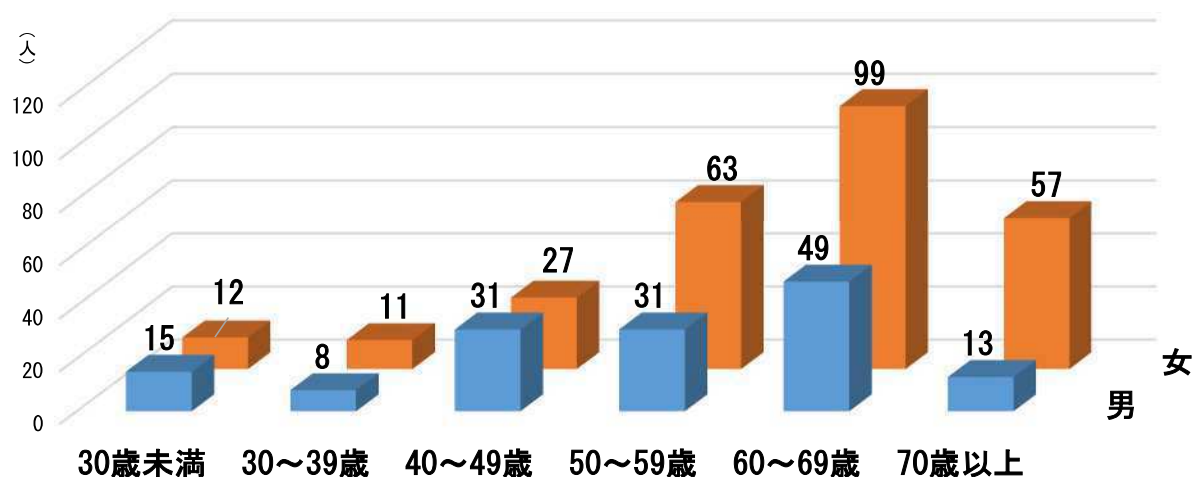
高年齢になるほど転倒災害が多く発生し、特に女性の高年齢労働者に多発している。

転倒災害416人のうち、60歳以上の男性が占める割合は14.9%(62人)であるのに対し、60歳以上の女性が占める割合は37.5%(156人)となっている。

傷病性質別発生件数(転倒災害:416人)



年齢別発生件数(転倒災害:416人)

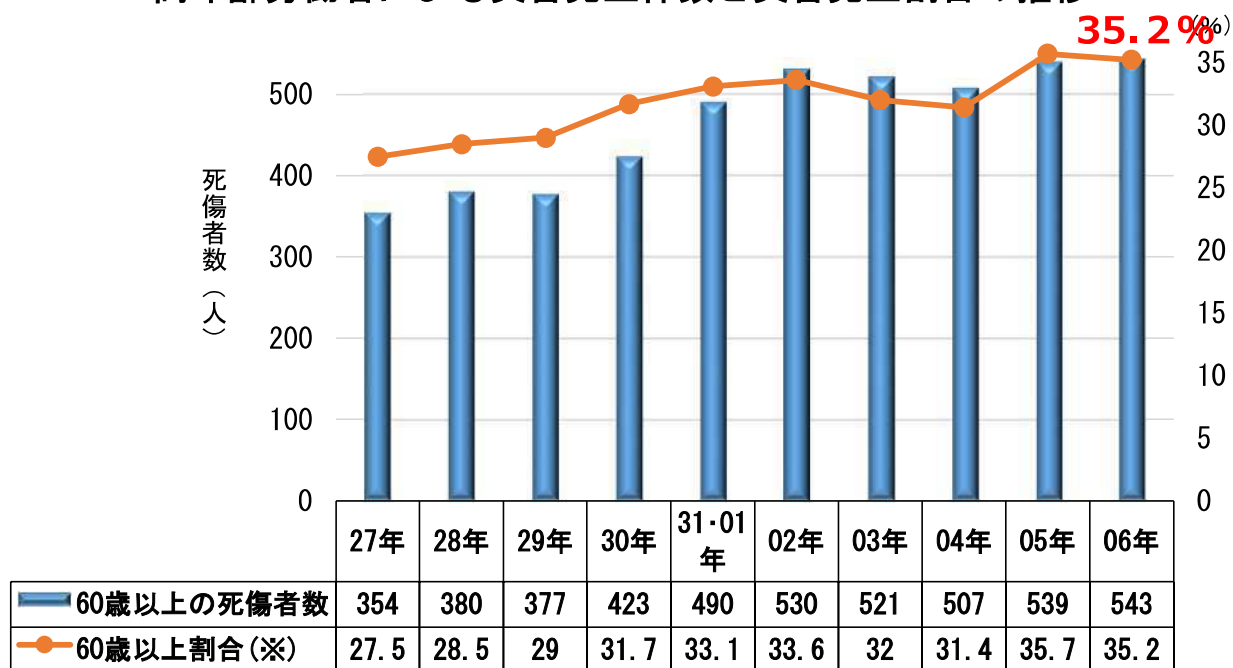


(2) 高齢労働者の労働災害の増加

死傷災害全体の中で高齢労働者（60歳以上）の死傷災害が占める割合は、平成30年以降、全死傷者数の3割を超え、高止まりが続いている。

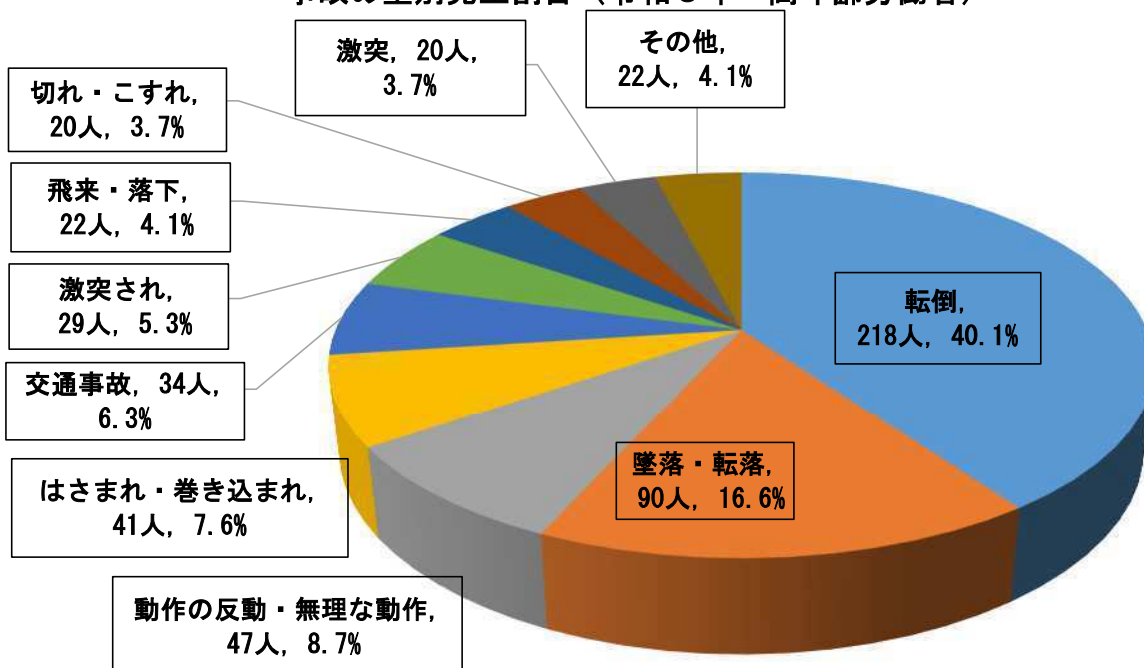
令和6年に発生した高齢労働者による死傷災害543人について、事故の型別に分類したところ、転倒が最も多く全体の4割を占めている。

高齢労働者による災害発生件数と災害発生割合の推移



(※) 災害全体の中で被災者が60歳以上の災害が占める割合 (%)

事故の型別発生割合（令和6年 高齢労働者）



５．外国人労働者の災害発生状況

（１）外国人労働者の労働災害発生状況の推移

平成 30 年以降に県内（全業種）で発生した外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、令和 6 年の死傷者数は、前年比 4 人（10%）減となった。

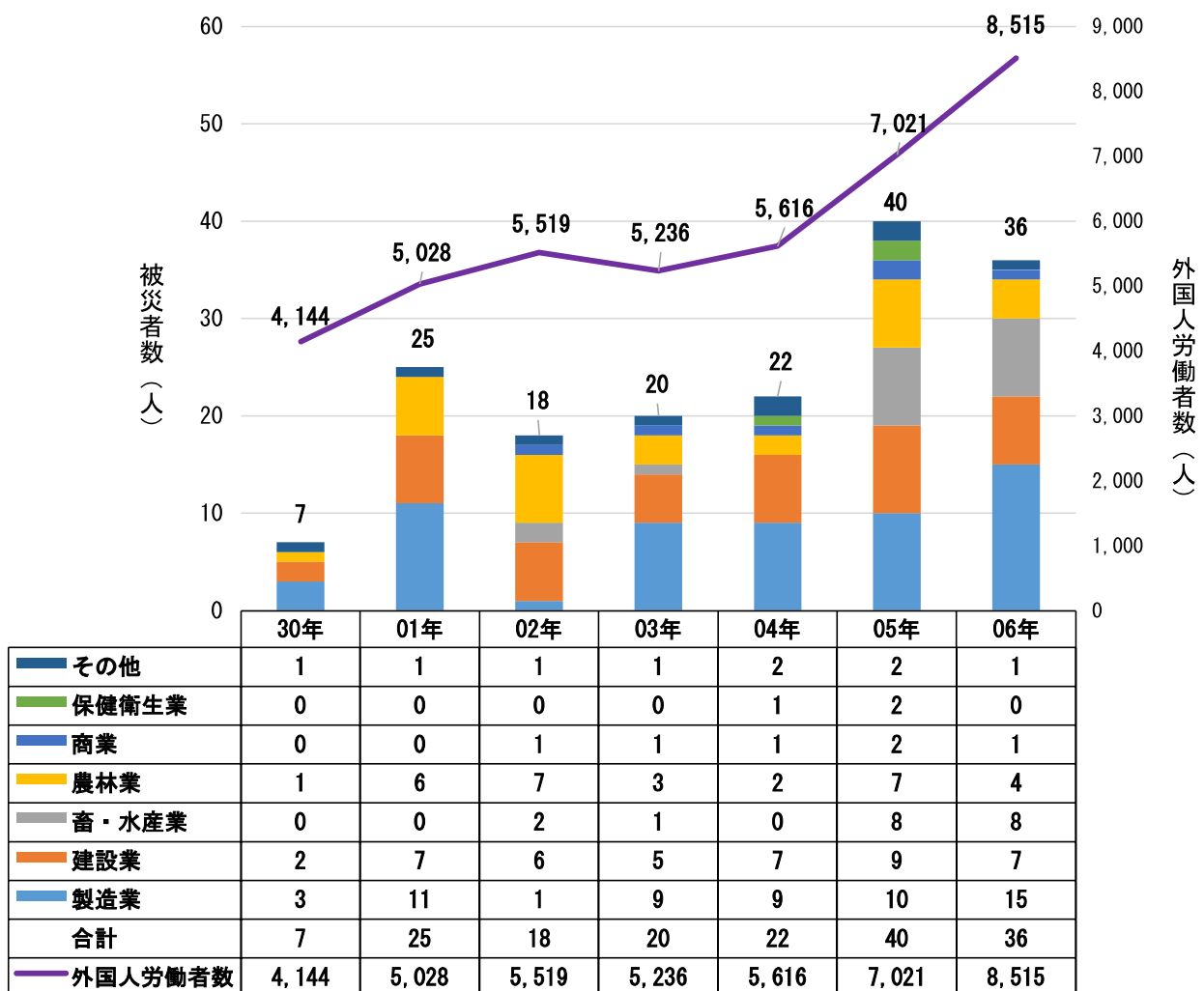
被災者を事故の型別で分類したところ、「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く全体の 30%を占めている。

また、業種別では、製造業が 15 人（40.1%）で最も多く、次いで畜・水産業 8 人（22.2%）建設業 7 人（19.4%）の順となっている。

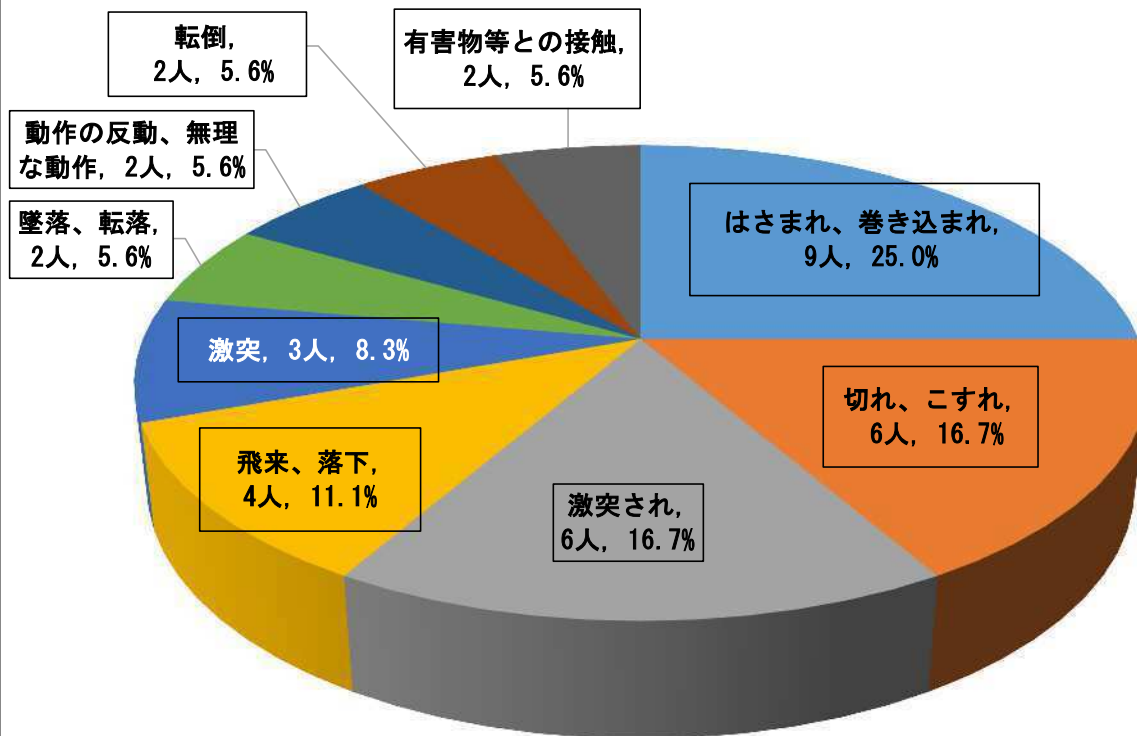
在留資格別では、技能実習が 22 人（61.1%）で最も多く、次いで特定技能 7 人（19.4%）、永住者 3 人（8.3%）、の順となっている。

国籍別では、インドネシアが 15 人（41.7%）で最も多く、次いでベトナム 12 人（33.3%）、ミャンマー及びカンボジアが各 2 人（5.6%）の順となっている。

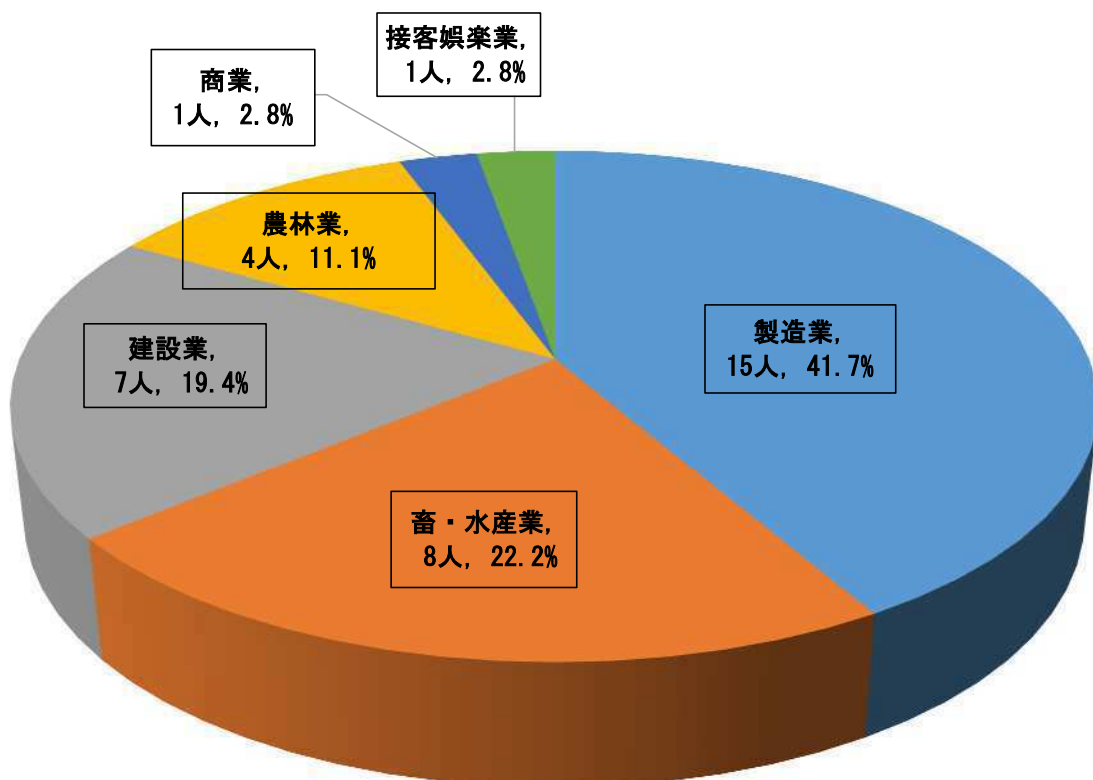
外国人労働数及び死傷者数の推移



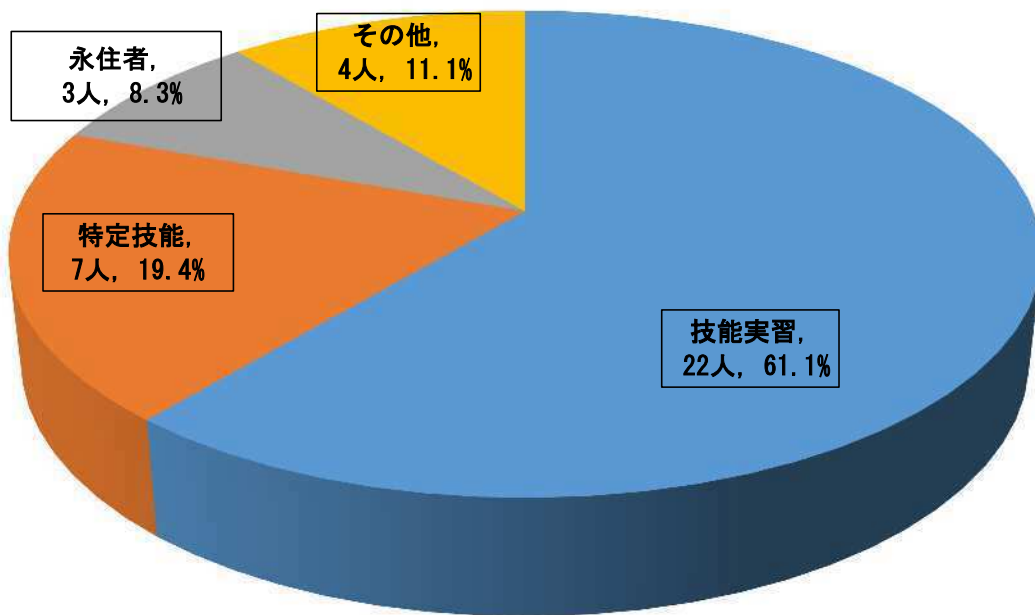
事故の型別発生件数（令和6年 外国人労働者）



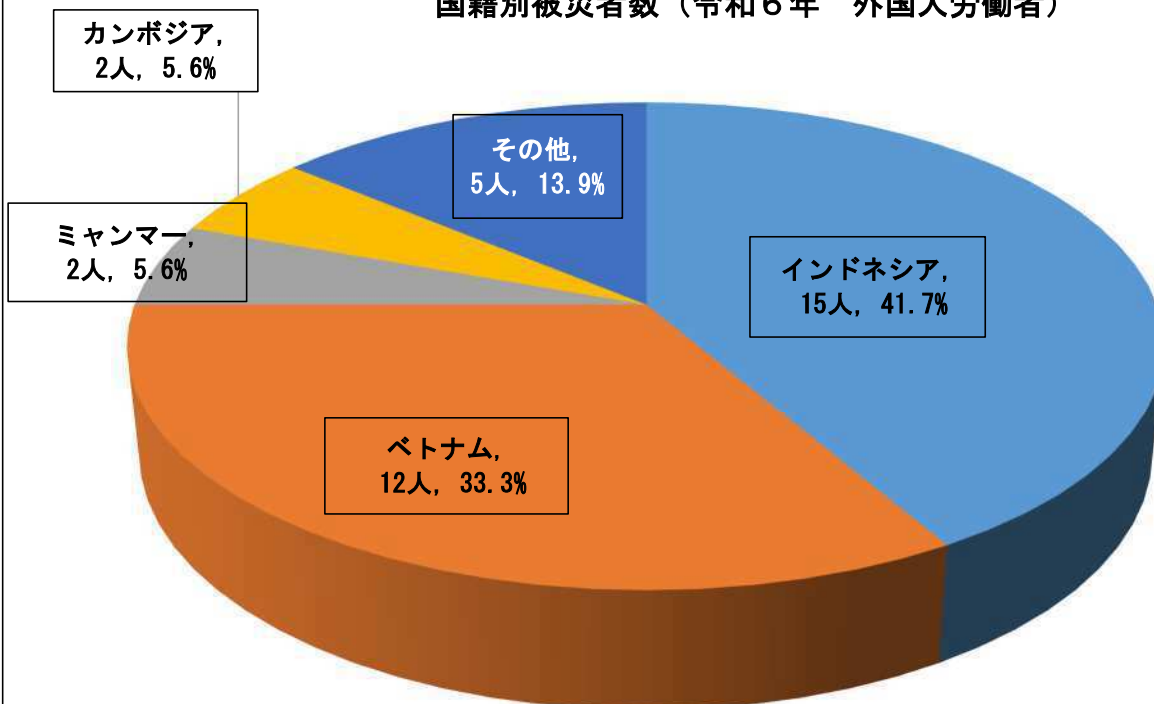
業種別災害発生件数（令和6年 外国人労働者）



在留資格別被災者数（令和6年 外国人労働者）



国籍別被災者数（令和6年 外国人労働者）



業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

(新型コロナウイルス感染症を除く)

宮崎労働局

統計集計日 ※上段

死亡災害：令和5年12月末日現在

休業災害：令和5年12月末日現在

※下段

死亡災害：令和6年12月末日現在

休業災害：令和6年12月末日現在

確定値	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01製造業	3	303	306		131	131		62	62	2	93	95	1	17	18
	1	304	305		109	109	1	71	72		105	105		19	19
01食料品	2	132	134		67	67		18	18	1	42	43	1	5	6
		131	131		49	49		25	25		53	53		4	4
04木材・木製品		48	48		6	6		18	18		17	17		7	7
		57	57		9	9		19	19		19	19		10	10
09窯業土石		17	17		7	7		5	5		4	4		1	1
		11	11		5	5		3	3		3	3			
12金属製品		17	17		6	6		3	3		8	8			
		12	12		6	6		2	2		3	3		1	1
13～15機械器具		25	25		13	13		4	4		8	8			
		30	30		16	16		8	8		5	5		1	1
02鉱業		3	3		1	1		1	1		1	1			
		2	2					1	1		1	1			
03建設業	1	192	193		78	78	1	47	48		53	53		14	14
	3	191	194	2	93	95	1	43	44		44	44		11	11
01土木工事	1	62	63		20	20	1	17	18		18	18		7	7
	2	54	56	1	21	22	1	20	21		10	10		3	3
02建築工事		79	79		35	35		20	20		20	20		4	4
	1	92	93	1	51	52		12	12		23	23		6	6
(02-02 木造建築)		18	18		7	7		3	3		5	5		3	3
		18	18		9	9		1	1		6	6		2	2
04運輸交通業		135	135		62	62		22	22		48	48		3	3
	2	138	140		60	60	1	14	15	1	57	58		7	7
03道路貨物運送		125	125		57	57		21	21		45	45		2	2
	2	121	123		52	52	1	12	13	1	54	55		3	3
05貨物取扱業		4	4		2	2					2	2			
		2	2								2	2			
06農林業	3	105	108		30	30	1	31	32		30	30	2	14	16
	5	105	110	1	35	36	1	30	31	3	23	26		17	17
02林業	3	64	67		12	12	1	28	29		10	10	2	14	16
	4	63	67		13	13	1	28	29	3	10	13		12	12
07畜産・水産業	1	60	61	1	10	11		13	13		30	30		7	7
		59	59		23	23		3	3		30	30		3	3
08商業	2	206	208	2	102	104		39	39		51	51		14	14
	1	252	253	1	127	128		44	44		63	63		18	18
02小売	2	153	155	2	72	74		36	36		34	34		11	11
	1	186	187	1	95	96		36	36		39	39		16	16
09金融・広告業	1	6	7		3	3				1	3	4			
		9	9		4	4		2	2		2	2		1	1
10映画・演劇業															
11通信業		8	8		2	2		2	2		2	2		2	2
		20	20		6	6		8	8		4	4		2	2
12教育・研究業		12	12		8	8		1	1		2	2		1	1
		17	17		7	7		3	3		6	6		1	1
13保健衛生業		238	238		111	111		44	44		67	67		16	16
		212	212		92	92		38	38		67	67		15	15
02社会福祉施設		173	173		83	83		33	33		48	48		9	9
		144	144		66	66		27	27		41	41		10	10
14接客娯楽業		97	97		48	48		23	23		24	24		2	2
		83	83		50	50		11	11		17	17		5	5
02飲食店		51	51		23	23		12	12		14	14		2	2
		47	47		28	28		7	7		10	10		2	2
15清掃・と畜業	1	54	55	1	32	33		7	7		13	13		2	2
		65	65		41	41		7	7		14	14		3	3
(01-01 ビルメン)		32	32		18	18		4	4		8	8		2	2
		38	38		27	27		4	4		5	5		2	2
16官公署															
17その他の事業	1	72	73		42	42		9	9	1	17	18		4	4
	2	70	72	1	36	37		8	8	1	17	18		9	9
合 計	13	1495	1508	4	662	666	2	301	303	4	436	440	3	96	99
	14	1529	1543	5	683	688	4	283	287	5	452	457		111	111

令和6年 死亡災害発生状況一覧表

【別添4】
宮崎労働局
令和6年12月末日確定

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	激突され	立木等	林業	男	60代	40年	被災者がチェーンソーで杉の伐木作業を、同僚が木材グラップル機で伐倒木の集材作業を行っていた。同僚が被災者の伐木作業が行われないことを、不審に思い、確認したところ、伐根の近くで倒れている被災者を発見した。
2	1月	墜落、転落	はしご等	建築工事業	男	70代	15年	被災者は、養殖用の水槽（深さ1.4m）の壁や床に生じたクラックの補修作業を行っていた。他の作業者が、水槽の壁の近くに倒れている被災者を発見した。被災者の側には移動式はしごが倒れていた。
3	2月	崩壊、倒壊	地山、岩石	土木工事業	男	60代	17年	道路補修工事現場において、被災者は、湧水等による法面の崩壊等を防止するため、法面下の床掘箇所に入り込んだところ、法面が崩壊し、土砂の下敷きとなった。
4	3月	交通事故	乗用車、バス、バイク	新聞販売業	男	60代	30年	被災者は、原付バイクで新聞配達を行っていたところ、幅員約6mのカーブで転倒した。
5	4月	激突され	立木等	林業	男	30代	5年	被災者はチェーンソーでひのきの伐木作業を行い、同僚は仮置きされた材をトラックで搬送する作業を行っていた。同僚が被災者の様子を伺いに行ったところ、ひのきの下敷きになった被災者を発見した。
6	4月	墜落、転落	建築物、構築物	セメント・同製品製造業	男	40代	13年	コンクリートプラント内の排出口に砂が詰まったため、被災者は上司とともにコンクリートプラント内に入り、スコップで詰まりを除去していたが、詰まりが解消した瞬間に被災者は下部に排出される砂の勢いに吞まれ生き埋めになった。
7	4月	交通事故	トラック	一般貨物自動車運送業	男	40代	15年	高速道路のトンネル内を運転中、すでに衝突事故を起こし停車中のトラックに追突して死亡した。なお、被災者が運転していたトンネル内では、トレーラーが全焼する火災が起きており、火災の際に生じた煙によって視界不良となっていた。
8	5月	おぼれ	水	その他の事業	男	50代	21年	被災者はボートに乗って川の測量作業を行っていたところ、バランスを崩して川に転落した。被災者はボートを追って再び乗り込んだが、ボート内に川の水が浸水したことにより、ボートが転覆して溺死した。なお、災害発生前日の降雨により、川が増水していた。
9	6月	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	特定貨物自動車運送業	男	70代	2年	被災者は車庫の修理をするため、車庫の屋根（高さ5m）に登ったところ、波板スレートを踏み抜き、地上へ墜落した。
10	7月	激突	その他の動力運搬機	土木工事業	男	20代	8年	被災者は、傾斜45度のトンネル内において資材運搬用のウインチに乗り、自らウインチを操作して斜面を降ったところ、ウインチのワイヤロープが切れ、約45mの高さから滑落してコンクリート壁に激突した。

【別添4】

令和6年 死亡災害発生状況一覧表

【別添4】
宮崎労働局
令和6年12月末日確定

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
11	7月	激突され	立木等	林業	男	60代	40年	立木（高さ約23m、胸高直径約30 c m）を他の労働者が伐倒したところ、伐倒予定方向から約45度ずれ、約18m離れた箇所にいた被災者に激突した。
12	10月	崩壊、倒壊	荷姿のもの	その他の事業	男	60代	32年	被災者 A はフォークリフトを運転し、玄米の入ったフレコンバックをはい積みし、被災者 B はフォークリフトの誘導を行っていたところ、はい積みしていたフレコンバックが崩れ落ち、被災者 B が下敷きとなった。被災者 A は救出のため、被災者 C と同僚 D を呼び、被災者 B に近づいたところ、はい積みされた別のフレコンバックがさらに崩れ落ち、被災者 A 及び被災者 C が下敷きとなり、被災者 A が死亡した。
13	10月	はさまれ、巻き込まれ	動力電動機構	農業	男	50代	10年	被災者は、ビニールハウスの上に登って何らかの作業を行っていたところ、ビニールを自動開閉する機械のシャフトに雨合羽のフードが巻き込まれて窒息した。
14	10月	激突され	立木等	林業	男	30代	1年	同僚が伐倒した杉（樹高約22m）が斜面（傾斜約35度）を滑落し、下方でグラブプルを運転していた被災者に激突した。



宮崎労働局 第14次 労働災害防止推進計画

2023年度～2027年度
(令和5年度～9年度)



計画が目指す社会

労働災害を少しでも減らし、

労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現

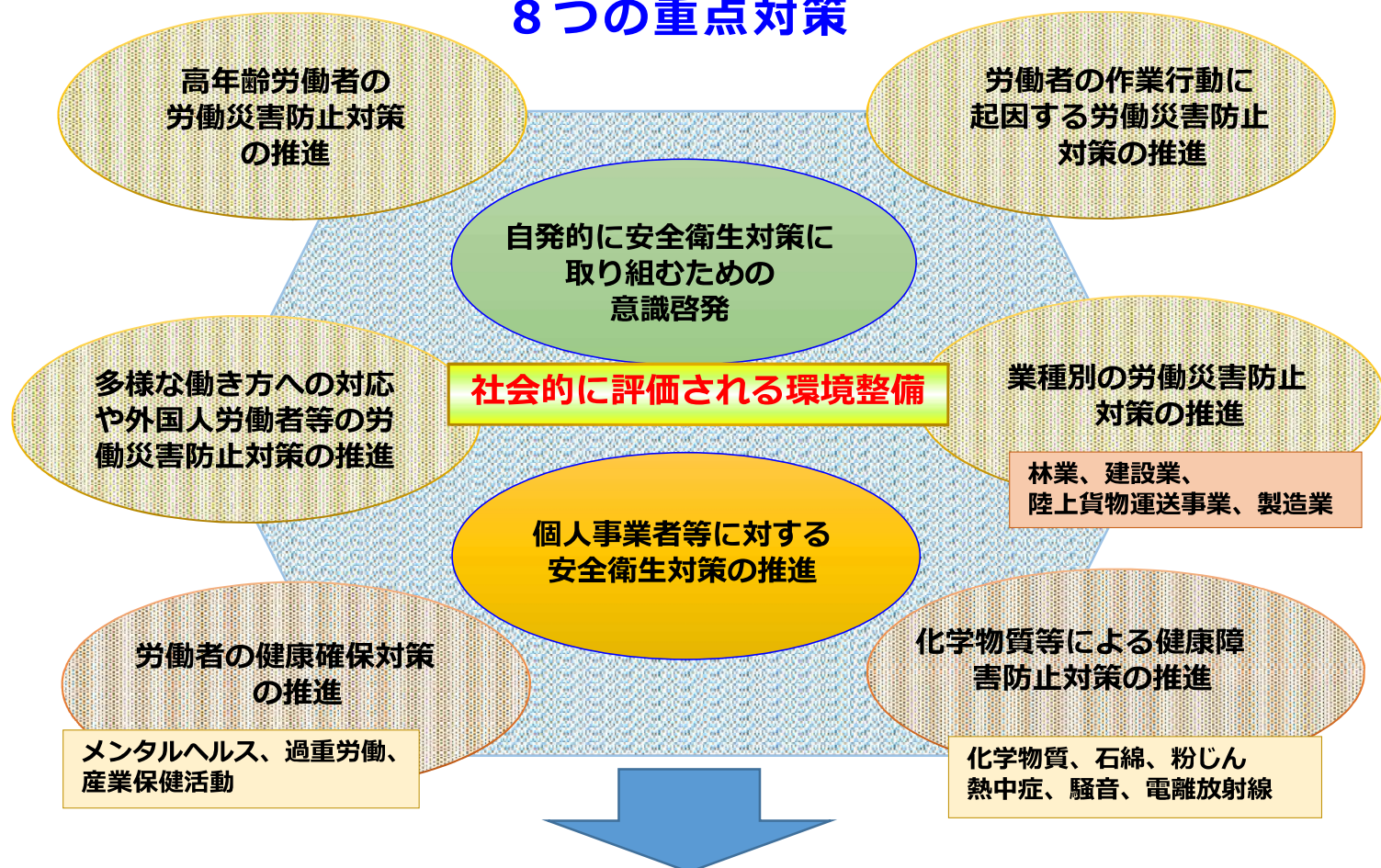
誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められます。

労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることを前提としつつも、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることに取り組んでいきます。

そして、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

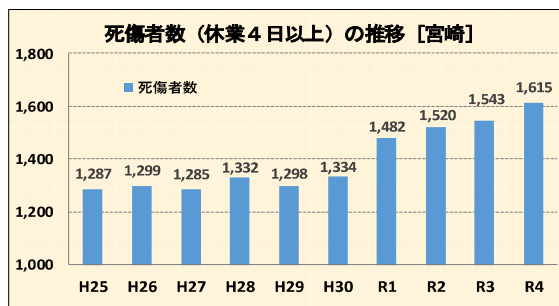
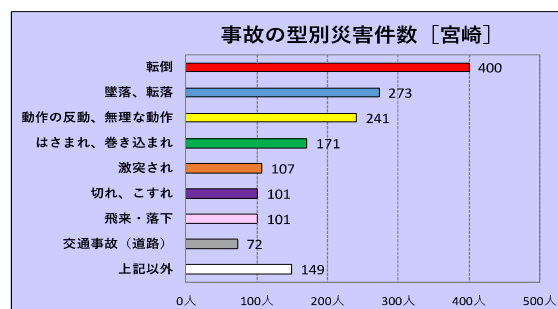
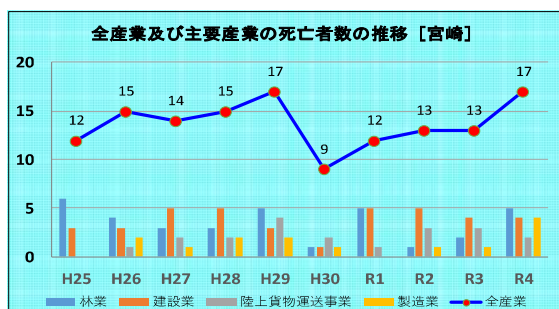
8つの重点対策



死亡災害：2027年度までに30%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第13次労働災害防止推進計画の取組み結果 (新型コロナウイルス感染症へのり患を除く)



アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を20%以上増加する。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる。等

- ・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を減少させる。等

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づく取組を実施する事業場の割合を20%以上増加する。

60歳代以上の死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語による視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を10%以上増加する。

外国人労働者の死傷年千人率を増加させない(全体平均以下を維持する)。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を20%以上増加する。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を45%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を25%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる。
- ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、40%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を20%以上増加する。等

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。等

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。等

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。

注釈) 「アウトプット指標」：本計画重点事項の進捗状況の把握を行うための指標

「アウトカム指標」：本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標



令和7年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日
準備期間 6月1日～6月30日



令和7年度 安全週間スローガン 「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

令和7年度 全国安全週間の実施について

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動の推進と、職場での安全意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とし、昭和3年に初めて実施されて以来、今年で98回を迎えます。

令和6年に宮崎県内で発生した労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）を見てみると、死亡災害が前年比プラス1件の14件、休業4日以上の死傷災害が35件増の1543件となっており、近年の休業4日以上の労働災害は年間1500件前後で推移しています。

全国安全週間開催中に自社の安全管理を点検し、労働災害の撲滅に向けた取り組みを行います。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施について

STOP！熱中症

キャンペーン期間：5月1日～9月30日

準備期間：4月 / 重点取組期間：7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

ポータルサイトで安全教育用の動画＆好事例公開中！



ポータルサイトはこちらです。

SAFEコンソーシアムに加盟しましょう！

厚生労働省が推進幹事となっている「SAFE コンソーシアム」には、現在さまざまな業種の企業が加盟しています。加盟することにより、①ロゴマークの使用やアワードによる労働安全衛生への取組のPR、②加盟メンバー間での取組事例の共有による企業内等での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少、③加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業連携マッチングなどのメリットがあります。

県内でも現在15社が加盟しており、宮崎労働局内のSAFE協議会などで活躍しています。みなさんも是非加盟してみてください。

SAFEコンソーシアムへの

加盟方法はこちらから↓

SAFEコンソーシアム HP

QRコードはこちらから↓



転倒・腰痛災害防止に取り組みましょう！

県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は、転倒災害が最も多く、令和6年は416件で全体の約27%を占めています。転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しです。また、腰痛災害は介護業務を行う社会福祉施設で多発しており、課題となっています。

転倒・腰痛災害は高齢労働者でも多発していることから、下記エイジフレンドリー補助金なども活用して、転倒しにくい職場環境への改善、労働者の体力測定の実施、アシストスーツの購入など、転倒・腰痛災害防止に向けた取組のきっかけづくりを行います。

エイジフレンドリー 職場を目指そう！

令和6年の県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）のうち高齢労働者（60歳以上）に関する労働災害は543件で全体の35.2%を占めています。

高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えているため、これによる労働災害発生リスクの低減に視点を置き、対策を進めていくことがポイントとなります。高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康診断、体力チェックの実施を踏まえた措置等に取り組まします。

厚生労働省は令和7年度もエイジフレンドリー補助金の交付を進めています。今年度から新たに「エイジフレンドリー総合対策コース」が新設され、様々なニーズに応じやすくなりました。エイジフレンドリー補助金の申請方法については、下記 QRコードから、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 HP（エイジフレンドリー補助金事務センター）をご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センター



【エイジフレンドリー補助金を利用して導入した実例（千葉労働局公表）】



主唱 宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署
協賛 公益社団法人宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
 独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター



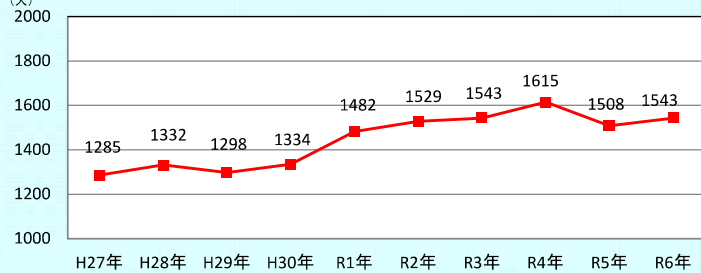
宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和7年11月12日（水）13時30分～
 ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

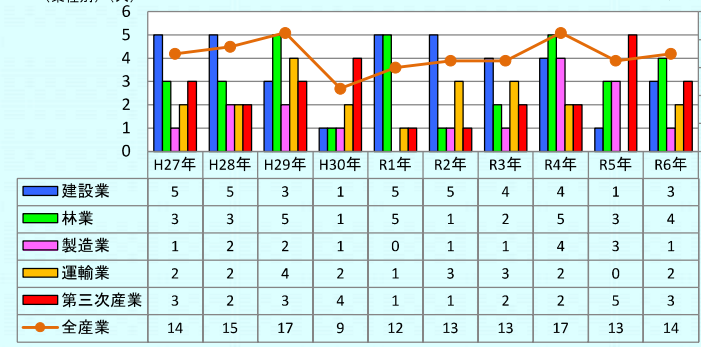


宮崎県内における労働災害の現状（コロナを除く）

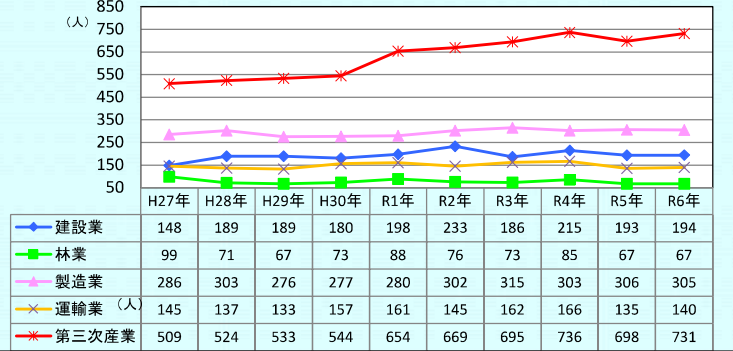
労働災害死傷者数の推移（休業４日以上）



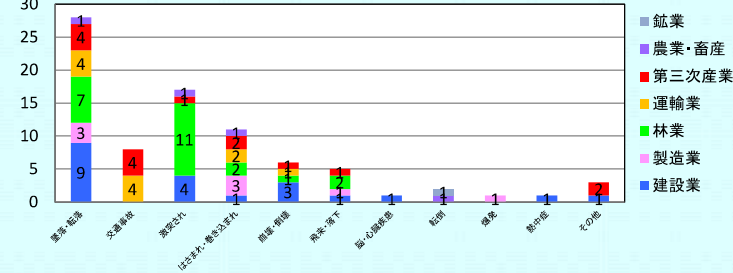
全産業及び主な産業別死亡者数の推移



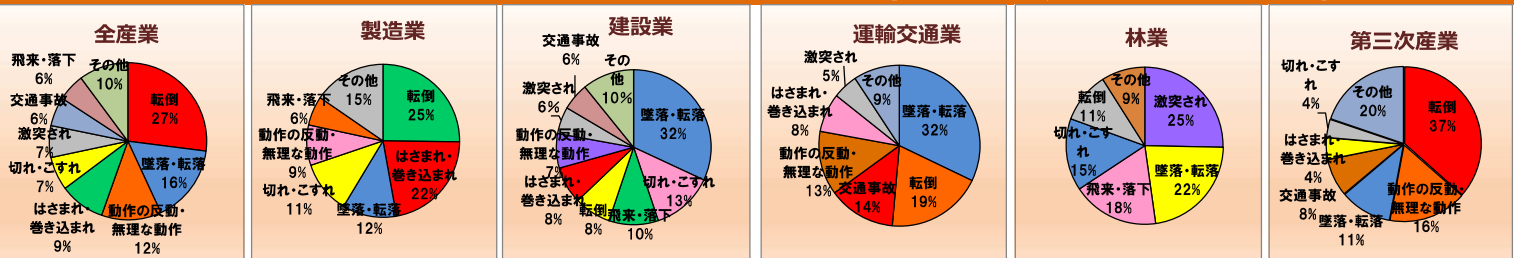
主要産業別死傷者数（休業4日以上）の推移



業種別・事故の型別死亡災害発生状況（R1～R6）



令和6年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況（コロナを除く休業4日以上・県内）





**安心して
働きたい!**

**令和
7年度**

給与と納付はそのままに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月～7.10木

●年度更新中お急ぎは5月末までに送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●給与申請は同時期を待ちます。いつでもお申し込み可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 制度更新 お知らせ

厚生労働省 〒100-8901 東京都千代田区千代田 1-1-1
厚生労働省労働保険課 〒100-8901 東京都千代田区千代田 1-1-1
厚生労働省労働保険課 〒100-8901 東京都千代田区千代田 1-1-1

事業主・労働関係事務組合の皆さまへ

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般運出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！

!

**2025（令和7）年度第1期分から、対象金融機関に
インターネット専断銀行として初めて、
「GMOあおぞらネット銀行」が加わります！**

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎通算毎納期の窓口へ口金や手紙や待ち時間が増減されます
- 銀行の忘れや遅れがなくなります。延滞金を課せられる心配がありません
- 手数料が省けられます。お支払は、定額振替で済みます
- 手数料が省けられます
- 保険料の引落先としてに最大2秒待ちとりができます

口座振替は通常の納期よりもゆとりのあるお支払とします

保険料（延滞金）の納付について、延滞金、罰金、滞り、延滞、滞りなどの影響に口座振替の引落先としてご利用いただけます。

	金庫あおぞら第1期	第2期	第3期
通常の納期	7月10日	10月31日*	1月31日*
口座振替による納付日（お支払当日）	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※労働保険料率算出は、延滞金、罰金の納期がそれぞれ11月14日、2月14日で終了。口座振替によるお支払にのみ適用となります。

口座振替の手続きは簡単ですご覧ください



厚生労働省

令和 6 年死亡災害の発生状況			
番号	業種	年齢	災害発生状況
1	林業	60代	被災者がチェーンソーで杉の伐木作業を、同僚が木材グラブブル機で伐倒木の集材作業を行ったところ、同僚が被災者の伐木作業が行われていることを、不審に思い、確認したところ、伐根の近くで倒れている被災者を発見した。
2	建築工事業	70代	被災者は、養殖用の水槽（深さ1.4m）の壁や床に生じたクラックの補修作業を行っていた。他の作業者が、水槽の壁の近くに倒れている被災者を発見した。被災者の側には移動式はしごが倒れていた。
3	土木工事業	60代	道路補修工事現場において、被災者は、湧水等による法面の崩壊等を防止するため、法面下の土掘箇所に立ち入ったところ、法面が崩壊し、土砂の下敷きとなった。
4	新聞販売業	60代	被災者は、原付バイクで新聞配達を行っていたところ、幅員約 6 m のカーブで転倒した。
5	林業	30代	被災者はチェーンソーでひのきの伐木作業を行い、同僚は仮置きされた材をトラックで搬送する作業を行っていた。同僚が被災者の様子を伺いに行ったところ、ひのきの下敷きになった被災者を発見した。
6	セメント・同製品製造業	40代	コンクリートプラントの出口に砂が詰まったため、被災者は上司とともにコンクリートプラントに入り、スコップで詰まりを除去していたが、詰まりが解消した瞬間に被災者は下部に排出される砂の勢いに吞まれ生き埋めになった。
7	一般貨物自動車運送業	40代	高速道路のトンネル内を運転中、すでに衝突事故を起こし停車中のトラックに追突して死亡した。なお、被災者が運転していたトンネル内では、トレーラーが全焼する火災が起きており、火災の際に生じた煙によって視界不良となっていた。
8	その他の事業	50代	被災者はボートに乗って川の測量作業を行っていたところ、バランスを崩して川に転落した。被災者はボートを追って再び乗り込んだが、ボート内に川の水が浸水したことにより、ボートが転覆して溺死した。なお、災害発生前日の降雨により、川が増水していた。
9	特定貨物自動車運送業	70代	被災者は車庫の修理をするため、車庫の屋根（高さ 5 m）に登ったところ、波板スレートを踏み抜き、地上へ墜落した。
10	土木工事業	20代	被災者は、傾斜45度のトンネル内において資材運搬用の台車に乗り、自ら台車のウィンチを操作して斜面を降りていたところ、ウィンチのワイヤロープが切れ、約45mの高さから滑落してコンクリート壁に激突した。
11	林業	60代	立木（高さ約23m、胸高直径約30 c m）を他の労働者が伐倒したところ、伐倒予定方向から約45度ずれ、約18m離れた箇所にいた被災者に激突した。
12	その他の事業	60代	被災者 A はフォークリフトを運転し、玄米の入ったフレコンバックをはい積みし、被災者 B はフォークリフトの誘導を行っていたところ、はい積みしていたフレコンバックが崩れ落ち、被災者 B が下敷きとなった。被災者 A は救出のため、被災者 C と同僚 D を呼び、被災者 B に近づいたところ、はい積みされた別のフレコンバックがさらに崩れ落ち、被災者 A 及び被災者 C が下敷きとなり、被災者 A が死亡した。
13	農業	50代	被災者は、ビニールハウスの上に登って何らかの作業を行っていたところ、ビニールを自動開閉する機械のシャフトに両合羽のフードが巻き込まれて窒息した。
14	林業	30代	同僚が伐倒した杉（樹高約22m）が斜面（傾斜約35度）を滑り落ち、下方でグラブブルを運転していた被災者に激突した。

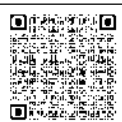
○令和7年度労働保険年度更新
のお知らせ



○労働保険料に関する口座振替
のお知らせ



○年度更新 電子申請特設サイト

[illegible]

「令和 7 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和 7 年 5 月 15 日～令和 7 年 10 月 31 日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名		補 助 対 象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは 5 ページ） ・1 年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者（60 歳以上）が常時 1 名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ		・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは 5 ページ） ・1 年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時 1 名以上就労していること
熱中症予防対策プラン ➡ 詳細は 4 ページ		・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 4 ページ	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5 人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限りです）	・中小企業事業者（詳しくは 5 ページ） ・1 年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時 1 名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5 人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限りです）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 4～5 ページ		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限りです）	

【注意事項】

- ・補助金の交付は 1 年度につき 1 回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は 2 ページ 5～6 ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

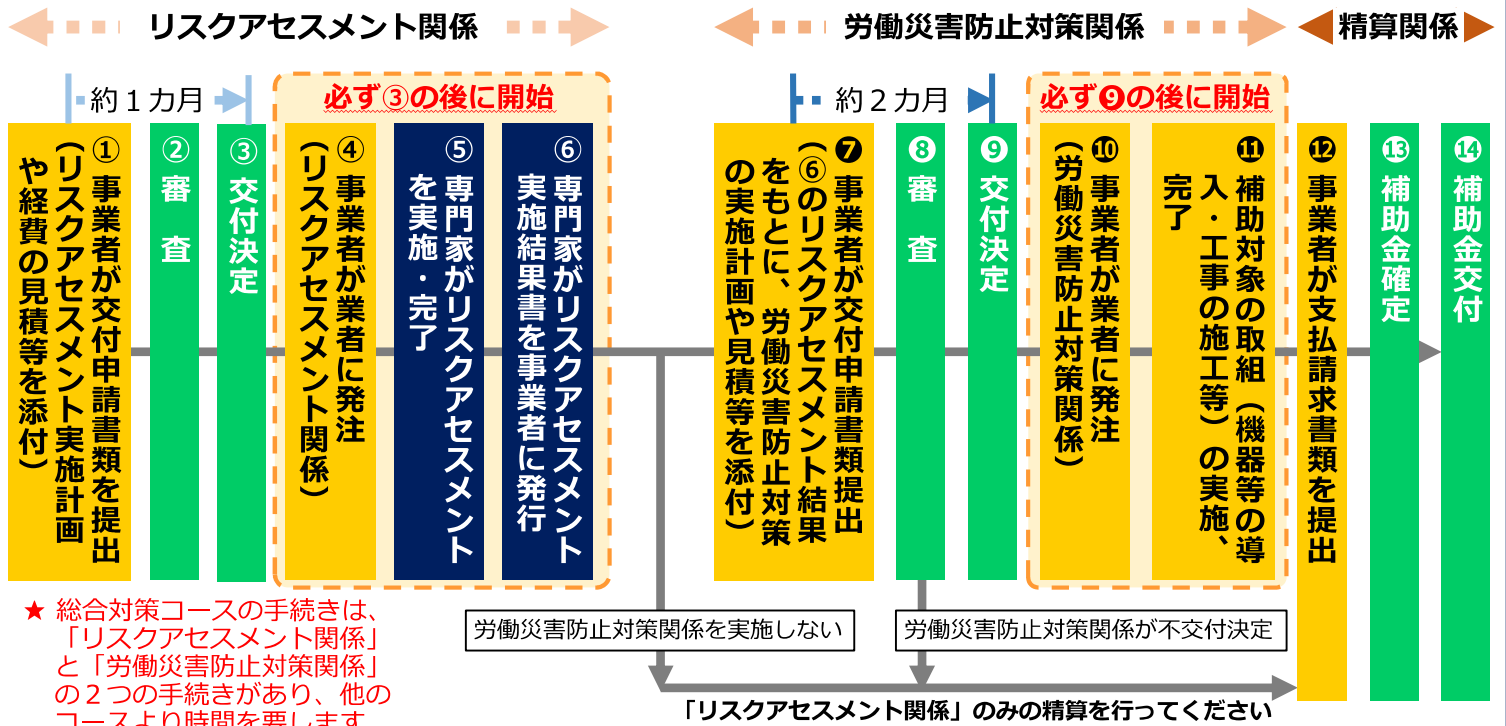


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

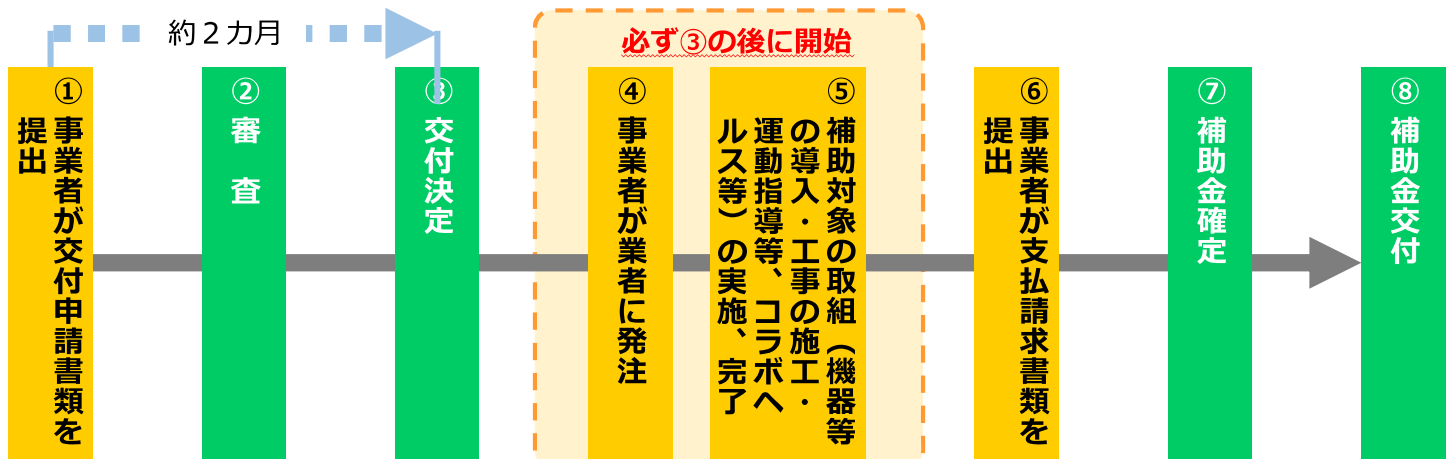


★ 総合対策コースの手続きは、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の2つの手続きがあり、他のコースより時間を要します。

- ※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止関係」について、それぞれ交付申請が必要です(それぞれ審査、交付決定の手続きがあります)。
- ※ 補助金の支給請求(経費の精算)は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求(精算)を行ってください。

職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

※ 共通の注意事項 ※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始(専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注)していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始(発注)していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前(着手時点など)に業者等に代金等を支払った場合(いわゆる「前払い」)についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



- ・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

- ・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- ・(ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・(ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・(ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

II 職場環境改善コース

【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。

● **具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります** ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）

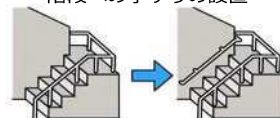
労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

転倒防止対策
リーフレット



階段への手すりの設置



従業員通路への凍結防止装置の導入



水場における防滑性能の高い床材等の導入



滑りにくいグレーチングの導入
防滑性能の高い床材の施工

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



(ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入

（1事業者につき1点まで）



Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

補助対象となる取組



① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

※注意事項※

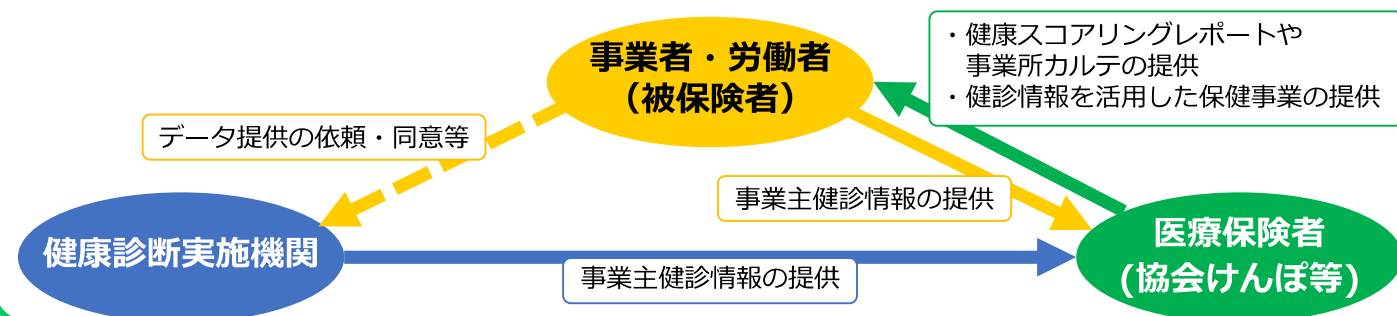
- ・ 転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・ 補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・ ①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・ ①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・ 物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・ 支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

Ⅳ コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です
コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを
提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期費用のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）

➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電 話 : 03 (6381) 7507 FAX : 03 (6809) 4086	電 話 : 03 (6809) 4085 FAX : 03 (6809) 4086
受付時間	平日10:00~12:00/13:00~16:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>	

参考：エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン) ポイント



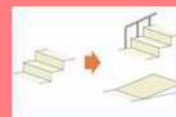
1.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト

